

平成20年2月宮崎県定例県議会（補正）

商工建設常任委員会会議録

平成20年3月6日～7日

場 所 第5委員会室

平成20年3月6日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第38号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第42号 平成19年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計補正予
算(第1号)

○議案第43号 平成19年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計補正予算(第1号)

○議案第44号 平成19年度宮崎県営国民宿舎特
別会計補正予算(第1号)

○議案第47号 平成19年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計補正予算(第2号)

○議案第48号 平成19年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算(第1号)

○議案第51号 工事請負契約の変更について

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

・宮崎県トライアル購入事業者の認定について

・宮崎県地域産業集積・活性化基本計画(案)
の概要について

・「みやざきフラワーフェスタ2008」につい
て

出席委員(9人)

委員長 横田 照 夫
副委員長 田 口 雄 二
委員 坂 元 裕 一

委員 蓬 原 正 三
委員 水 間 篤 典
委員 瀨 砂 守
委員 萩 原 耕 三
委員 外 山 良 治
委員 武 井 俊 輔

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 高 山 幹 男

商工観光労働部次長
(商工担当) 河 野 富二喜

商工観光労働部次長
(観光・労働担当) 後 藤 厚 一

部参事兼商工政策課長 内 戸 保 博 秋

新産業支援課長 矢 野 好 孝

企業立地対策監 森 幸 男

新産業支援課副参事 藤 野 秀 策

地域産業振興課長 工 藤 良 長

経営金融課長 古 賀 孝 士

観光・リゾート課長 橋 口 貴 至

労働政策課長 西 盾 夫

地域雇用対策監 金 丸 裕 一

工業技術センター所長 河 野 雄 三

食品開発センター所長 青 山 好 文

県立産業技術専門校長 坂 口 正 紀

県土整備部

県土整備部長 野 口 宏 一

県土整備部次長
(総括) 瀨 砂 公 一

県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 山 田 康 夫

県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 江 川 雅 俊

高速道対策局長	岡田義美
管理課長	持原道雄
用地対策課長	小野健一
部参事兼技術検査課長	児玉幸二
道路建設課長	荒川孝成
道路保全課長	東康雄
河川課長	児玉宏紀
ダム対策監	小城文男
砂防課長	桑畑則幸
港湾課長	竹内広介
空港・ポートセールス対策監	立脇政利
都市計画課長	河野大樹
公園下水道課長	富高康夫
建築住宅課長	藤原憲一
営繕課長	藤山登
高速道対策局次長	渡邊純教

労働委員会事務局

事務局長	黒木康年
調整審査課長	渋谷弘二

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

○横田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

労働委員会の皆様方、御苦労さまでございます。当委員会に付託されました議案について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○黒木労働委員会事務局長 労働委員会事務局の平成19年度2月補正予算案について御説明をいたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料、労働委員会事務局のインデックスのついてあります443ページからとなっております。447ページをごらんください。今回の補正は、一般会計で611万1,000円の減額となっております。

その内訳は、(事項)職員費291万6,000円の減額で、職員の育児休業に伴う人件費などの執行残と、次の(事項)委員会運営費319万5,000円の減額で、委員報酬の5%減額など、労働委員会の運営に要する経費の執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様方、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時9分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん、御苦勞さまでございます。当委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りいたしております。その目次をごらんいただきたいと存じますが、本日は、「平成20年2月定例県議会提出議案（平成19年度補正分）」及び「商工観光労働部をめぐる最近の動き」について御説明をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページをごらんいただきたいと思います。今回提出しております議案について、商工観光労働部関係を抜粋したものでございます。1の議案第38号は「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」、2の議案第42号から4の議案第44号までの3件は、当部で所管しております特別会計の補正予算であります。

以上合わせまして、一番下に参考といたしまして、平成19年度2月補正歳出予算総括表を記載いたしております。一般会計が、補正額6億4,150万円減の406億3,402万9,000円、特別会計が、3つを合わせまして補正額2億7,603万9,000円減の11億111万円となっており、一般会計、特別会計を合わせました補正後の部全体の平成19年度予算額は、417億3,513万9,000円となっております。

私のほうからは以上でございますが、議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長等

が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○内柙保商工政策課長 商工政策課の平成19年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度2月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、205ページをお開きください。左から2番目の補正額の欄でございますけれども、今回の補正額は、994万2,000円の減額補正でございます。その結果、補正後の予算額は、3億6,146万1,000円となります。

それでは、補正内容の主なものについて御説明をいたします。

208ページをごらんください。上から4段目の（目）物産あつ旋所費（事項）物産観光あつ旋所費124万4,000円の減額でございます。これは、県外事務所の運営等に要する経費でございますが、経費の節減等を図ったことなどによる執行残でございます。

それから、一番下の（目）計量検定費（事項）計量検定所費121万6,000円の減額でございます。これは、計量法に基づく計量器の定期検査等の実施に要する経費でございますけれども、経費の節減を図ったこと等による執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の平成19年度2月補正予算について説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、新産業支援課のインデックスのところ、211ページをお開きください。新産業支援課の2月補正でございますけれども、一番上の行の補正額欄、2億7,056万3,000円の減額でございます。主なものは、企業立地促進補助金の2億5,000万などがあります。補正後の予算額ですが、45億1,284万3,000

円となります。

以下、主な内容について説明いたします。

213ページの上から4番目の(目)工鉱業総務費は2,073万2,000円の増額としております。これは、職員増に伴う人件費の補正増でございます。

次に、(目)工鉱業振興費2億7,650万円の減額としております。その下の(事項)産業支援財団創業支援等事業費は、1,434万円減額いたしました。減額の主な理由ですけれども、企業の高度技術開発等への融資事業等の執行残に伴って減額補正するものでございます。

次に、(事項)新事業創出環境整備事業費でございますけれども、673万3,000円を減額しております。減額の理由は、新事業創出環境整備補助事業費等のうち、専門家派遣事業やホームページの作成費などの事業の執行残に伴って減額補正するものでございます。

次に、214ページをお願いいたします。(事項)技術振興対策費でございますけれども、219万7,000円減額いたしました。理由は、技術振興指導事業等の特許出願費などの執行残に伴って減額補正するものでございます。

次に、一番下の(事項)企業立地基盤整備等対策費140万5,000円の減額としております。理由は、宮崎フリーウェイ工業団地の基盤整備に対する補助金の執行残に伴い、減額補正ということでございます。

次に、215ページをお願いします。(事項)企業立地促進等対策費は2億5,155万6,000円の減額としております。主な理由としましては、4の企業立地促進補助金の減額でございます。この補助金は、立地企業の初期投資の軽減を図るための補助金でございますけれども、当初見込んだ金額よりも実際の申請予定額が下回る見込

みのため、減額補正をお願いしておるところでございます。

次に、(目)工業試験場費でございますけれども、1,479万5,000円減額いたしました。いずれも、節約や入札残等の執行残等に伴って減額補正するものでございます。

続きまして、その他の報告事項でございますけれども、委員会資料のほうの2ページ、「宮崎県トライアル購入事業者の認定について」であります。

この制度は、県内の中小企業等が開発した新規性や利用効果が高いと認められる製品等で、県の業務での活用が見込まれる場合、県が認定を行うことにより、随意契約による購入ができるようにするものでございます。有望な製品でありながら、販売実績が乏しい企業等の販路開拓を支援するというを目的としておるものでございます。この制度は、平成16年の地方自治法施行令の改正によりまして、一般競争入札の例外として可能となったものでございまして、本県では、本年度から製品の募集を開始したところでございます。

対象企業ですが、県内に主たる事業所を有する中小企業者等で、誘致企業も含めて対象としております。

対象となる製品の要件ですが、他の製品に比べて新規性や独自性などがあるほか、事務の効率向上や省エネなど、何らかの有用性が求められるものでございます。また、県の業務での活用が見込まれることが絶対条件となっております。なお、公共事業で使用される製品・技術につきましては、県内外の民間企業等で開発された新技術や新工法を登録し、紹介する県土整備部が運営する新技術活用促進システムへ登録していただくこととなります。

初回となる平成19年度の実施状況ですが、昨年
の11月8日から12月25日まで募集を行いました。
これには18業者から20の製品の応募がござ
いまして、審査の結果、7事業者7製品を認定
したところでございます。認定期間は3年間、
平成22年度末まででございます。今回認定しま
した事業者及び製品名を2ページに掲載してお
りますけれども、製品の写真などを3ページ、
4ページに掲載しているところでございます。
県庁の各職場での利用が見込まれる環境に優し
い事務用品を含めまして、県が行う特殊な業務
の軽減につながるもの、県民サービスの向上に
つながる内容のものなどでございます。

この事業は、いわゆるゼロ予算事業でありま
すので、今回認定した製品は、県の機関の協力
もありまして、ゼロ予算ながらほとんど採用さ
れる見込みとなっております。また、製品を導
入した職場において製品の使用の評価を行いま
して、今後の製品の企画とか改良の参考にして
いただくこととしております。

私のほうからは以上でございます。

○森企業立地対策監 それでは、お手元の常任
委員会資料5ページをごらんいただきたいと思
います。「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画
(案)の概要」についてでございます。

この基本計画を策定するに至った経緯につ
きましては、昨年の6月に(通称)企業立地促進
法が施行されました。その法律に基づきま
して、本県において今後どのような産業を集
積・活性化していくかを定めたものが今回の
基本計画でございます。この基本計画を策定
いたしますと、計画に基づく企業誘致活動や
人材育成に対する国の補助があるほか、立
地企業の設備投資に対する減税措置、ある
いは自治体への地方交付税による減収補て
んなど、各種の支援を受けるこ

とができます。計画案につきましては、現在、
国に対しまして、計画同意の申請を行って
おるところでございます。3月下旬には承認
が得られる見込みでございます。

それでは、計画案の概要について御説明を
いたします。

まず、1の産業の集積を図る集積区域でござ
います。これにつきましては、事前に市町村の
意向を確認した結果、日之影町、諸塚村、
椎葉村、西米良村の4町村につきましては、
工業用地の確保が困難ということから、今
回、26市町村に区域を設定したところでござ
います。右の地図をごらんいただきたいと思
います。斜線部分が集積区域を設定しない
4町村でございます。黄色の地域が区域を
設定する市町村でございますが、そのうち
灰色で色づけしてございます部分が、工業
用地として可能性があるということで定め
た集積区域でございます。区域設定に当
たりましては、自然公園地域、自然環境保
全地域など、工場等の立地が困難あるいは
不適切な場所は除いているところでござ
います。

次に、2、集積業種でございますが、本計
画では4つの分野を設定しております。同
じく、右の地図をごらんいただきたいと思
います。1つ目が、輸送機械関連産業で
ございます。集積が進む北部九州との連
携や、東九州自動車道の整備進捗に伴
います物流環境の改善等を生かし、自動
車関連産業や航空機関連産業の新たな
集積と既存の関連企業の事業拡大を図
ることといたしております。2つ目が、
電子・精密関連産業でございます。本
県で既に一定規模の集積が進んでお
ります電子部品・デバイス関連産業
や医療用機器等の精密機械関連産業
のさらなる集積と既存企業の事業高
度化を図ることといたしております。3
つ目がバイオ関連産業でございま

す。本県の豊富な農林水産資源を活用した食品関連産業や木材関連産業の高付加価値化、また、産学官連携事業等で研究を続けておりますバイオテクノロジー分野の応用が見込まれます健康・医療、また環境・エネルギー関連産業などの新事業創出などを通じまして、集積拡大を図ることとしております。4つ目が、IT関連産業でございます。本県の豊かな住環境や高速情報通信インフラ、空港への近接性を生かしたコールセンター、ソフトウェア開発産業などの新たな集積と既存企業の活性化を図ることとしております。

次に、3の集積区域における集積業種に係る成果目標でございます。本計画につきましては、国のほうから、目標値、成果目標を定めなさいというふうな指示が、計画になっております。このようなことから、同意の日から平成24年度末までの約5年間の計画としておりますが、目標値といたしましては、企業誘致件数125社、最終雇用予定者数5,000人、それに伴う製造品出荷額を現在から5%伸ばしました634億円の増額としております。

最後に、4の目標達成に向けました事業環境の整備等でございますが、工業団地等の整備や人材の育成・確保、また、企業の技術高度化支援や、戦略的な企業誘致活動の推進などの施策を関係機関・団体と連携して進めることとしております。

なお、詳細な計画をお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

本計画の目標につきましては、簡単には達成可能な目標ではございませんけれども、計画達成に向けまして、これらの施策を推進し、1件でも多くの企業の立地を実現し、本県産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。以

上でございます。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課の平成19年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、地域産業振興課のインデックスのところ、217ページをお開きください。当課でお願いしておりますのは、補正額5,185万2,000円の減額であります。補正後の額は、6億9,729万円となります。

それでは、補正予算の主な内容について御説明いたします。

219ページをお開きください。一番下の欄、(事項) 中小商業活性化事業費545万2,000円の減額でございます。これは、主に1の中心市街地商業活性化基金と3の地域商業づくり総合支援事業の事業費確定に伴う減額でございます。主な要因といたしましては、事業主体であります商店街などの事業計画の変更などによりまして、補助対象事業費が減少したものでございます。

220ページをお開きください。(事項) 地場産業総合振興対策費131万1,000円の減額でございます。これは、主に2のみやざき特産品PR展開支援事業の執行残に伴う減額で、県下一円を対象とする組合や団体などが行う販路開拓事業の事業費減少に伴う補助金の減額でございます。

次に、(目) 貿易振興費(事項) 貿易促進費592万3,000円の減額でございます。これは、主に3の海外交流駐在員設置事業で、今年度移転を予定しておりましたソウル事務所の移転先が見つからなかったことに伴う移転費用の減額などでございます。

次に、(目) 物産あつ旋所費(事項) 県産品販路拡大推進事業費2,605万円の減額でございます。これは、主に1の販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金の減額でございます。この

補助金は、物産振興センターが行う商品開発や販路拡大の各種公益的事業の円滑な実施を図るために、センターの運営に要する経費の一部を助成しているものでありますが、センターでは、今年度、物産館の販売手数料収入が当初見込みを上回り、自己資金で充当できることが可能となったために、2,566万6,000円の減額をしますのでございます。

次に、221ページ、(目)工鉱業振興費(事項)下請企業振興事業費214万円の減額でございます。これは、1の取引振興事業費補助金の執行残に伴う減額でございます。

次に、(事項)工業振興対策費251万3,000円の減額でございます。これは、主に2の産学官連携ものづくり人材育成事業と3の自動車関連産業支援事業の減額に伴うものでございます。いずれも、補助金交付先が実施する事業内容の見直しなどに伴う減額でございます。

最後に、(事項)鉱業資源対策費399万円の減額でございます。これは、主に2の休廃止鉱山鉱害対策費の補助金の減額でございます。旧速日鉱山及び旧土呂久鉱山の国庫補助決定に伴うものでございます。

地域産業振興課分は以上でございます。

○古賀経営金融課長 経営金融課の2月補正予算について御説明申し上げます。

同じく、歳出予算説明資料の223ページでございます。今回の補正は、一般会計、特別会計合わせて4億5,155万3,000円の減額でございます。補正後の予算額は、340億408万7,000円となります。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

225ページをお開きください。一般会計の補正額は、1億7,551万4,000円の減額で、補正後の

予算額は、332億3,318万9,000円となります。

それでは、主な事項について御説明申し上げます。

(事項)中小企業金融対策費7,171万3,000円の減額でございます。1の中小企業金融円滑化補助金であります。これは、中小企業融資制度に係る信用保証協会への保証料補助の確定に伴い、864万3,000円を減額するものであります。2の信用保証協会損失補償金であります。これは、平成18年度に係る県の融資制度の代位弁済額の確定に伴い、6,197万1,000円を減額するものであります。

(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費3,468万4,000円の減額でございます。次のページ、1の特別会計への繰出金であります。これは、高度化資金の貸付金の減額等に伴い、2,429万5,000円を減額するものであります。詳細につきましては、特別会計のところで御説明申し上げます。次に、4の設備貸与機関設備資金事業補助金であります。これは、設備貸与機関であります財団法人宮崎県産業支援財団に対する補助で、事業費の確定に伴い、616万8,000円を減額するものであります。

次に、(事項)組織化指導費559万8,000円の減額でございます。これは、中小企業団体中央会等補助金の事業費の確定に伴うものであります。

次の(事項)小規模事業対策費6,080万1,000円の減額でございます。1の小規模事業経営支援事業費補助金の事業費の確定に伴い、5,214万5,000円を減額するものであります。2の建設産業等経営支援事業であります。これは、県内10カ所に設置しました建設産業支援チームの開催回数等事業実績の確定に伴い、865万6,000円を減額するものであります。

以上が一般会計の予算説明でございます。

続きまして、228ページをごらんください。小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明申し上げます。

特別会計の補正額は、2億7,603万9,000円の減額で、補正後の予算額は、7億7,089万8,000円となります。

初めに、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費2億4,904万4,000円の減額でございます。1の(1)の高度化資金貸付金であります。これは、事業計画の変更等により貸付額が減少したことに伴い、6,522万9,000円を減額するものであります。(2)の小規模企業者等設備導入資金貸付金であります。これは、小規模企業者等設備導入資金貸付額の減少に伴い、1億5,000万円を減額するものであります。2の一般会計への繰出金であります。これは、償還条件の変更により高度化資金借り受け先からの償還額が減少したことに伴い、2,882万2,000円を減額するものであります。

最後に、(款) 公債費(事項) 元金2,699万5,000円の減額でございます。これは、高度化資金貸付金のうち中小企業基盤整備機構から借り入れた資金の償還に要する経費であります。償還条件の変更により借り受け先からの償還額が減少したことによるものであります。

なお、特別会計につきましては、別添配付の平成20年2月定例県議会提出議案の議案第42号にもありますが、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

経営金融課につきましては、以上でございます。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、観光・リゾート

課のインデックスのところ、231ページをお開きいただきたいと思っております。観光・リゾート課の歳出の補正額は、3,749万円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算総額は、11億2,480万1,000円でございます。

次に、233ページをお開きください。一般会計3,749万円の減額補正でございます。補正後の予算額は、7億9,458万9,000円でございます。

補正の主なものにつきまして御説明をいたします。

234ページをお開きください。まず、(事項) 観光コンベンション誘致促進事業費1,719万1,000円の減額補正でございます。これは、下の説明の1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金の運営費の節減による1,345万5,000円の減額、3のみやざき観光コンベンション協会東京事務所設置支援事業の東京事務所を廃止したことなどによりまして324万4,000円の減額となっております。

次に、(事項) 元気、感動みやざき観光地づくり事業費、385万円の減額補正でございます。これは、事業を実施しております5市町のうち高千穂町などで観光地づくりプランの策定期が当初の予定よりもずれ込んだために、プラン策定後に実施いたしますソフト事業等の申請が見込みより少なくなったことなどによりまして、補助金の一部が執行残となったことに伴うものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、特別会計関係でございますけれども、議案第43号「えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計」、議案第44号「国民宿舎特別会計補正予算」につきましては、常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料の1ページの中ほど

の3番と4番に、議案第43号が「平成19年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算」でございます。議案第44号が「平成19年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算」でございます。この2つの特別会計の補正予算につきましては、いずれも歳出予算の補正はございませんが、歳入予算につきまして、前年度からの繰越金が見込みより増大したことに伴いまして、これを増額補正し、あわせて、一般会計からの繰入金につきまして、同額を減額するものでございます。

議案関係の説明は以上でございますが、次に、その他報告事項といたしまして、商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。「みやざきフラワーフェスタ2008」についてでございます。宮崎の春を彩ります花のイベント「みやざきフラワーフェスタ」が、ことしも「こどものくに」をメイン会場といたしまして、3月15日から5月11日までの58日間にわたり開催されることになっております。

3の内容の①のところですが、ことしは昨年より1会場ふえまして、10会場となったフラワーフェスタ会場、そのほか75の協賛会場、個人の庭園などのオープンガーデン会場、さらに春の美しい花々が見渡せる展望所など、県内合わせて154の会場で実施されることとなっております。②にございますように、メイン会場の「こどものくに」では、15万本のゼラニウムを初めといたしまして、キンギョソウなど80種80万本の花々で会場が彩られることになっております。開催期間中は、新たに、宮崎国際音楽祭のキャラバン演奏会、これは、バレエ音楽「兵士の物語」の演奏とか、大型連休期間には、5月3日

から5日にかけて21時半までの夜間営業が行われますほか、今回は開園25周年を迎えます東京ディズニーリゾートとタイアップいたしました特別イベントも開催されることになっております。また、③に掲げておりますが、各家庭や地域での「花の宮崎」の関心を高めるために、フラワーフェスタ10会場すべてで昨年に引き続き、ガーデニング講習会などの啓発イベントが開催されることとなっております。また、④であります。会場周遊を促進いたしますために、一定数の会場を周遊した方々を対象に、旅行券など抽せんでさまざまな賞品が当たりますチェックポイント形式の「フラワーラリー」が実施されることになっております。なお、⑤に記載しておりますように、今回はメイン会場の「こどものくに」のある青島地域で、「こどものくに」、県立青島亜熱帯植物園など6つの会場や地域住民が連携いたしまして、各種のイベント、地域独自のスタンプラリーなどを行います「ぐるっとう青島フラワーフェスタ」が初めて開催されることになっております。

お手元に全会場を紹介いたしましたフラワーラリーのガイドブック、フラワーワッペンをお配りさせていただいておりますので、ごらんいただき、また御活用いただければありがたいと思います。

観光・リゾート課からの説明は以上でございます。

○西労働政策課長 労働政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、237ページをお開きください。今回の補正は、9,613万9,000円の減額補正でありまして、補正後の最終予算額は、10億3,465万7,000円となります。

以下、主な事項について御説明します。

240ページをお開きください。中ほどの(事項)若年者・障がい者等就労支援強化事業1,783万2,000円の減額であります。主なものとしたしましては、新規事業であります7のヤングJOBサポートみやぎ機能強化事業、10番にありますチャレンジド就労サポート事業におきまして、6月の補正予算成立後に相談員やアドバイザーを公募し採用を行ったことによりまして、人件費に執行残が生じたこと等によるものであります。

次に、241ページをお開きください。一番下の(事項)認定職業訓練費842万3,000円の減額であります。次の242ページ、一番上にありますように、認定職業訓練助成事業費補助金の減額によるものであります。この補助金は、認定訓練団体が実施します職業訓練に対し助成するものであります。訓練生が見込みを下回ったことによりまして減額するものであります。

次に、中ほどの(事項)県立産業技術専門校費6,230万3,000円の減額であります。まず、1の管理運営費であります。これは、光熱水費の節減、施設の保安委託料等の入札残等によりまして執行残であります。3の委託訓練に関する経費につきましては、一定の要件に該当します訓練生に支給しております訓練手当につきまして、受給対象者が当初の見込みを下回ったために減額するものであります。4の施設管理費につきましては、専門校の改修工事費の入札残によるものであります。5の機器等整備費につきましては、訓練用機器の購入費、修繕費などの執行残によるものであります。12の障がい者能力開発モデル事業につきましては、産業技術専門校高鍋校におきまして実施しております。知的障がい者を対象とした訓練の訓練生が当初の見込みを

下回ったことから、訓練生に支給しております訓練手当を減額することなどによるものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係についての質疑をお受けいたします。質疑のある方はどうぞ。

○水間委員 208ページと220ページの物産観光あつ旋所費、あつ旋という言葉が出てきているんですが、何かほかに言葉は見当たらないんですか。各出先のこと、あるいは商品の開発・改良もあるでしょうし、新宿みやぎ館ですか、こういうことのための物産のあつ旋をすることなんでしょうが、あつ旋という言葉について、何か。あつ旋というのは行政用語ですか。

○内栢保商工政策課長 以前、県の中でも物産あつ旋所という組織もございまして、そういうことの名残的なものだと思います。

○水間委員 何も私も変えなさいとは言いませんが、適当な他県の事例やら見ながら、こういう言葉……。あつ旋をすることに対して、我々議員としても、議会でもいろいろ言われる中、あつ旋所費が適正な行政用語にのってくるものなのか、そこらをちょっと検討してみてください。お願いします。

それと、226ページの小規模事業経営支援事業費補助金の減額の理由、もう一度詳しく御説明いただけませんか。

○古賀経営金融課長 この減額の主な理由は、年度途中で商工会、商工会議所等の経営指導員の退職が非常に多かったものですから、その分の人件費が要らなくなったというものでございます。

○水間委員 それと、労働政策課ですが、一連

の高齢者あるいは障がい者、若年、Uターンを含めて、雇用対策をやっておられるんですが、今の県内の状況はどんな状況ですか。雇用に対する有効求人倍率を含めて。

○金丸地域雇用対策監 まず、先日、1月末の有効求人倍率が出たわけでございますけれども、0.60とずっと今年度下がってきております。県内においては、求職者、求人とも落ちているという状況で、普通、有効求人倍率が下がるというのは求職者がふえるとかいうのがあるんですけれども、求職者も減り、求人がそれよりも減っているから有効求人倍率が落ちているわけです。その辺については今、労働局のほうと中身を分析中でございます。新規高卒者とかの就職状況は非常にいいというのがありますので、とにかく建設業関係の雇用の動きをどうしていくかということが今、大きな課題じゃないかということで、労働局のほうと対策をいろいろ検討しているというような状況でございます。以上でございます。

○水間委員 今、雇用問題でハローワークに行って一生懸命仕事を探している人たちの話を聞くと、担当者との面接をしながら、あなたに合うようなところはここですから、ここに面接に行きなさいといろいろやられるんですけども、自分がここがいいなという職種に行きたいんですけども、そこが満杯のときもあるし、あるいは先に1社、2社、紹介をいただいているものだから、そこを受けられないというような状況もあるようですね。ですから、何社までが先に受けていいのか、2社までとかという話だったんですけども、そこらあたりは今、県としてはハローワークの対応はどんな関係になりますか。指導ができるんですか。

○金丸地域雇用対策監 確かに、新規高卒につ

きましては、10月までは1社、11月以降は2社までしか推薦しないと。ですから、Aという企業を受けて、決まらなかったら次の企業を紹介しますというような取り組みにはなっておりますけれども、それにつきましては、逆に企業さんのほうから言いますと、二重内定を防ぐと。特に大卒にそれが無いものですから、結局、複数内定をもらっておって、ぎりぎりになってこっちに決めたとかいうのがあって、非常にそれが企業の採用活動に影響を与えていることからそういうことになってはいますけれども、今、議員がおっしゃったように、求人・求職のバランスシートが業種ごとに、例えば保安職とかは非常に求人が多いんですけど、求職が少ないとかで、紹介件数に対して大体3割程度の就職件数というようなことで、非常に労働局のほうも苦慮されているような感じはありますので、今後、これは補正ではありませんけれども、20年度、地域雇用対策の強化を図るということにしておりますので、その中でいろいろ協議をしていきたいというふうに考えております。

○水間委員 最後に、240ページ、若年者・障がい者等就労支援強化事業、約1億円ですが、この中の減額が約1,800万ですね。重立ったものが就職相談支援センター設置事業の200万、あるいはヤングJOBサポートみやぎ組織強化事業で300万、特にチャレンジド（障がい児者）就労サポート事業約850万の減額が出ているんですね。せっかく障がい者関係で就労支援強化事業をしながら、なかなか障がい者の皆さん方に仕事がない。仕事に行きたいんですけども、なかなかうまくいっていないというような話もあるので、ここらあたりの思い切った施策、減額にならないような強化をしてほしいなと思うんで

すが。

○金丸地域雇用対策監 減額の理由について簡単に御説明させていただきますけれども、就職相談支援センターにつきましては、カーリーノ宮崎の8階のガガエイトに置いているわけですが、カーリーノ宮崎が改装のため、5カ月間ぐらい、下の1階から3階までが閉鎖されたことによって集客力が落ちたということで、家賃を安くしていただいたと。もともと下に集客施設があるのでガガエイトでやったんですが、今、書店とか入っていますけれども、そこに入るための改装工事で、ガガエイトしか上がっていないということで家賃を減免していただいたということでございます。

それから、ヤングJOBサポートみやざき機能強化事業につきましては、宮崎に1人、延岡のサテライトを開設するということでの予算でございますけれども、相談員の雇用が8月からということになったこと、それから途中で都合により相談員が1名やめたとかということでの減でございます。

それから、チャレンジド就労サポート事業は、中等部の1年生から新たに職業体験をやるという事業でございますけれども、就労アドバイザーというコーディネートをさせていただく方の雇用が9月末になりましたので、人件費が半分程度になったということと、協力いただいた企業さんに謝金を払うということになっていたんですけれども、これは教育委員会にお願いしている事業でございます、教育委員会では、ほかのところでは謝金は払っていないので、そういう整合性を図る必要があるのではないかということで、企業さんに対する謝金を払わなかったというようなことによるものでございます。以上です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 観光・リゾート課にお伺いをいたします。重複があったら恐縮なんですけど、233ページ、観光審議会の運営費、150万が60万になっているんですが、これの回数とか、もう一回、説明があったかもしれないんですけど、どういった経緯でこれだけ減ったということでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 観光審議会は観光振興に関していろんな御意見を賜るということで、例年2回程度開催できるような予算措置はしております、19年度もそういうふうな形で用意はしておったわけですが、それが19年は開催1回というふうなことになりまして、その事情といいますと、審議会の前にいろんな地域での意見交換会とか、そういったのも県としても精力的にやっというふうなことでございまして、地域での夏場に意見交換会とか、1月にはまた県のいろんな若手の観光で実践されている方々の意見を聞くというふうなことでやったわけでございます、一応、そういった形で1回の結果になったということでございます。

○武井委員 わかりました。ということは例年は2回やっているものが、ことしはそういう事情で1回だったという結果の執行残ということで、かしこまりました。

続いてなんですが、234ページ、観光・コンベンション誘致促進事業費なんですが、観光コンベンション協会運営費補助金について、1,345万円の執行残、補助金を減らしたということだと思っております、これはいわゆる経費圧縮なのか、それとも本来、コンベンション協会と協議をやる予定だったものをやらなかったとか、この辺を教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 補助金はいろんな

派遣職員の人件費等も含まれておりますけれども、これについては、協会のほうで局を統合する、例えば、この場合はコンベンション推進局とスポーツランド推進局を1つにする、そういったことで局長のポストも減らすというふうなことがございまして、そういった組織体制の見直しを図ったことなどから、職員の削減をやったというふうなことでございます。

○武井委員 わかりました。では、確認ですけれど、特に事業をやめたとか、事業に対する補助金が減った結果ということではないという理解でいいということですね。

○橋口観光・リゾート課長 常日ごろから厳しい財政状況の中でございますので、事業の執行に当たっては、当然、最小の経費で最大の効果が上がるようにというようなことで県としては指導をいたしておるところでございます。

○武井委員 ありがとうございます。

○蓬原委員 215ページです。企業立地促進等対策費の中の企業立地促進補助金2億5,000万、これの目標と実績の違い、数字をお知らせください。

○森企業立地対策監 企業立地促進補助金の減額2億5,000万でございます。この企業立地促進補助金につきましては、過去に誘致した企業が、操業開始をいたしまして、そして補助金を申請するという仕組みになっております。今回、19年度当初でこの補助金の申請が見込まれるものということで40社分を計上したところでございますが、その後、当初の見込みに比べまして、今回は申請せずに来年度以降に申請を回す、あるいは当初に予定していなかった企業が補助金の申請に至るというふうなことがございまして、最終的に本年度は32社から補助金の申請が見込まれるということで、件数の増減、補助金申請

額の増減、そういったものを合わせましてトータルで2億5,000万の減となったところでございます。

○蓬原委員 フラワーフェスタについて。個人の庭を会場としてやっておられますね。非常にいいことだと思います。ニュージーランドに行ったときに、ニュージーランドがそういうことをやっけていまして、各家庭でコンペをやるんですね。それぞれ評価があって、優勝したところにはこんなカップをやるということをやっていたんですが、これはガーデニングなんですけれども、ヨーロピアンスタイルだけということですか。日本庭園とかは対象になっていないんですか。そのころの考え方ですよ。どういう目的でやっていらっしゃるのかなと。フラワーですから花なんですけどね。

○橋口観光・リゾート課長 洋風とか和風を問わず、フラワーフェスタの盛り上げということでございますので、いろんな形で盛り上げできるようにところを設定しているということでございます。

○蓬原委員 これは手づくりが原則なんですか。

○橋口観光・リゾート課長 さまざまでございますけれども、家庭でのガーデンは、普通、個人でやっておられるところが多いかと思っております。大きな企業でやっておられるところなんかは、会社が入っているいろいろやられると、それはさまざまであろうかと思っております。

○蓬原委員 日本庭園が少ないということは、日本庭園の場合はわびさびみいたいののが好まれているから花は少ないので、そういうことかなというふうに思いますが、別に除外ということではないということですね。

それと、同じフラワーガーデンでも、個人でつくった場合と業者さんがつくった場合という

のは当然、できばえの違いがあるんですが、結局、花を愛するとか、そういう運動からいくんだったら、手づくりを大いに奨励したほうがいいのかなという気もしました。それで、コンクールみたいなことをやるというのは別に何も案としてはないんですね。

○橋口観光・リゾート課長 今のところは、これでもってコンクールをやるということは実施しておりません。

○蓬原委員 さっきのニュージーランドの話ですが、まさしくヨーロッパスタイルの芝生がきれいな庭がありまして、そういうところを何か所か見に行きましたけど、時期を絞ってコンクールがあるんだそうです。奥さんが物すごく張り切っておられまして、それが競い合いになって、町じゅうの庭が、あるいは庭ということはもちろん生け垣等もですね、非常に町全体がきれいになっていくということがありましたので、参考までに申し上げました。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 労働政策課長、242ページ、認定職業訓練助成金の補助金の減額は訓練生が減ったためということですが、この訓練生というのは、ちょっと私も勉強不足なんですけど、大体どの程度おって、どの程度減ったのか。

○西労働政策課長 認定職業訓練につきましては、知事が認定しておりますが、現在、19団体ございます。ここの学生数が18年度現在で、普通課程、短期課程を合わせまして2,197でございます。19年度は、計画数値ですが、2,562ということで、計画数値を下回っているという状況になっております。参考までに、16年度から生徒数の流れを言いますと、16年度が3,093、17年度が2,380、18年度が2,197、さっき言った19年度の計画数値でありますけど、恐らく18年度並みの

数字ぐらいになるのかと考えております。

○萩原委員 訓練生の手当、1人当たり、大体どの程度になるんですか。

○西労働政策課長 認定訓練は事業主が雇っている人の訓練をやりますので、基本的には手当はございません。従業員教育の場でございます。

○萩原委員 さっき、説明の中で、委託訓練に関する経費、これは訓練手当が1,653万円減ったと、認定なんでしょうけど、そういう意味で質問したんですけど。

○西労働政策課長 ちょっと質問の意味を勘違いいたしました。242ページ一番上の認定職業訓練助成金、これの減額の質問かなと受けとめたんですけども、下のほうの3番目の委託訓練に要する経費のことだったんでしょうか。

○萩原委員 はい。

○西労働政策課長 失礼いたしました。これにつきましては、離転職者の訓練とか、障がい者の訓練とか、母子家庭の母とかいったものの訓練をやっておりますが、この訓練手当のことでございましょうか。

○萩原委員 それに関する経費が減った主な原因は。

○西労働政策課長 離転職者の再就職訓練手当、それから委託費の関係で260万程度、障がい者の訓練の委託費の関係で、これは委託先に支払う訓練の委託費ですが、これが180万程度、それから訓練手当で970万ぐらい出ております。この訓練手当と申しますのは、県の訓練生だけじゃなくて、ポリテクセンターといいますけど、ここで訓練を受けている訓練生、これにつきましても雇用保険の受給者でない方には国と県で半分ずつ手当を出しているということで、これが訓練生数が下回ったということでの減額でございます。

○萩原委員 わかりました。

フラワーフェスタについてお尋ねします。フラワーフェスタは、県の持ち出しというのは全体でどの程度の経費がかかっておるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 この実施主体は「花とみどりのみやざきづくり推進協議会」でございますけれども、こちらのほうに700万円を補助しているところでございます。

○萩原委員 全体でどの程度かかっておるかわからんですか。ボランティアみたいな格好で無料奉仕が相当多いでしょうけど。

○橋口観光・リゾート課長 県から協議会への補助金を含めまして、あと宮崎市とか、あるいは民間からの協賛金等も含めまして、大体1,700万程度の事業規模となっております。

○萩原委員 今までの実績で、アバウトでいいんですが、観覧者というのか、来られた人たちは人数でどの程度あるのか。そして、そのカウントの仕方というのも難しいと思うんですけど。

○橋口観光・リゾート課長 私どものほうで発表しております数字ですけれども、昨年が82万7,645人というふうなことでしております。そのうち、「こどものくに」が21万7,668人、21万人余というふうなことでございます。

○萩原委員 これもちょっと把握しにくいだろうと思うんですけども、県外の人がどの程度、感覚としてどの程度だということがわかりますか。アバウトでいいです。

○橋口観光・リゾート課長 フラワーフェスタに合わせまして、フラワーラリー、先ほど御説明いたしましたけれども、こちらのほうの数字で見ますと、全体のフラワーラリーの応募者数が昨年の場合、4,940名ラリーに応募があったということですが、そのうち県外が461名ということで、10分の1程度ということでございます。

す。

○横田委員長 申しわけありません。私、ちょっとうっかりしてしまっていて、今、議案関係の質疑をお受けしていたんですけど、その他報告事項も入りましたので、一緒にお受けしたいと思います。その他、ございますか。

○外山良治委員 補正関係ですから決算とは全く関係ありませんが、裏金はもちろんないでしょうね。それだけ確認しておきます。

○高山商工観光労働部長 ないと考えております。

○外山良治委員 安心して審議ができます。

奇異に感じたのは、百何十カ所というチェックポイントがありますが、例えば個人宅ではほとんどが女性、奥さんでしょう。たまにだんか何かわかりませんが、男の名前で出ていますが、名前まで挙げんといかんのですか。例えば外山邸とか。何で固有名詞、女性が99%なんですか。

○橋口観光・リゾート課長 パンフレットに女性の名前で挙がっているんですけども、ここにいろんな方々の個人の名前と自宅の電話番号まで入っているわけですけども、これにつきましては、それぞれの皆様方に当然御了解をいただいた上で掲載させていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○外山良治委員 どうでもいい質問なんですけど、例えば、家庭の庭をきれいにするというのは、うちの場合には、私が中心としてやるんですよ。だから、夫婦で一生懸命頑張っていると思うものですから、何で女性だけがというのを、大して気分は悪くはありませんが、その辺をちょっと感じました。

それから、全く違う補正の質問に入るんです

が、地域産業活性化基本計画というのがありますでしょう。5年計画で百何十何社でというのがありますが、これは知事マニフェストとの相関関係というのはどうなるんでしょうか。整合性がとれているのかどうかお聞かせください。

○森企業立地対策監 知事マニフェストを受けて、「新みやざき創造計画」、県の計画をつくっておりますけれども、その中で4年間で100社、これを年間に直しますと25社ということでございます。そういったことで、この件数を5年間に引き直しまして、125社としたところでございます。

それから、雇用予定者数につきましては、部のほうで年間1,000名というマニフェストを立ておりますので、一応、それを準用いたしまして、5年間で5,000名という計画にしたところでございます。

○外山良治委員 年間に1,000名でしたか。

○森企業立地対策監 これは企業誘致の商工観光労働部のマニフェストでございます。新みやざき創造計画のほうでは、1次産業、2次産業、3次産業を合わせまして新規雇用1万人という計画がございます。

○外山良治委員 ちょっと理解しにくいんですけど、新みやざき創造計画では1万人100社というのがありました。25社という計画があるでしょう。これでは1,000名となっているから、そこら辺の詳細分析されているのかどうなのかということをお聞きしたんです。2,500分の1,000ということでしょう。

○森企業立地対策監 そうでございます。25社掛ける5年ということでございます。

○外山良治委員 整合性がとれているのかどうなのかということをお聞きしているんですよ。

○森企業立地対策監 件数につきましては整合

性をとっておりますし、雇用者数につきましては、1万人のほうとも整合性をとっておるところでございます。

○外山良治委員 それがわかりませんから、例えば、ここは商工観光労働部、2,500分の1,000はおたくが担当していますということですね。その分析をお願いしますということを質問しているわけです。

○金丸地域雇用対策監 知事の1万人雇用創出と今回の企業誘致との関係でございますが、まだ誤解が残っているんですが、企業誘致で1万人という理解をされている方がまだいらっしゃるわけですが、1万人雇用は1次産業から3次産業まで、地場産業を含めて1万人の雇用創出を図る。そのうち、商工観光労働部の企業誘致サイドでは、マニフェストでは誘致が100社ですので、年間25社、そのうち企業誘致による目標人数というのは1年間1,000人ということで整理しているところでありまして、4年間で企業誘致で4,000人、その他の福祉でありますとか、農林水産業でありますとか、そういったところで残りの雇用を生み出していく、それで全体で1万人の雇用の創出を目指すということで、1万人雇用との関係では整合性がとれているということでございます。

○外山良治委員 それはさっきから一緒のことを言っているからわかりますよ。いわゆる2,500人だと、その2,500分の1,000をおたくが担当していますと、そうならば1次産業、3次産業、この分野でどういうふうな案分になっているのかということをお聞きしているわけです。ちょっと難しいですか。それを聞いているんです。

○金丸地域雇用対策監 企業誘致以外での雇用の創出といいますのは、どうやって押さえてい

けるのかということで、検証の数値をどういうふうなところがとれるかということはまだ検討中でございまして、それぞれ各部門では個別に目標値があったりしているわけですが、まだどの分野で幾らという内訳は掲げていなくて、全体としてそういうふうな目標でやってみましょうということを、後、フォローする場合にはハローワークデータ等しかございませんので、その辺は今、検討しているところでございます。以上です。

○外山良治委員 整合性がとれているとおっしゃるから、2,500分の1,000ということで整合性をとったわけでしょう。あと1,500については協議をして、あと1,500分の案分については1次産業、3次産業で担当しましょうと、そういった話があった上で2,500、1,000、トータルでは5,000だと出てきたわけでしょう。詳細についてはわからないが、しかし、全体的な案分というのは当然、協議をされていなければ整合性がとれていると言えないですがね。だから、今、そのことを聞いているわけですよ。

○金丸地域雇用対策監 もう一度説明させていただきますけれども、1万人のうち、4,000人を企業誘致で生み出すという考え方でございまして、残りの6,000人を地場産業であるとか、福祉であるとか、そういったところで生み出すという考え方で今、取り組みを進めているということでございます。

○蓬原委員 その話を聞いたらちょっと違うなと思ったんだけど、知事が御就任になって、去年の2月のちょうど1年前の議会で私も代表質問をさせていただきまして、そのときに100社1万人というこの数字は、実績からして非常に厳しいということの御指摘をさせていただきました、どういうふう実現するんですかと。その

ときに、自動車関連産業云々の話もあったわけですが、我々があのマニフェストを見る限りにおいて、会社の誘致件数と最終雇用予定者数というのは、会社の数が100社、1万人というのはその会社の最終雇用が1万人というふうに恐らく大方の人たちが理解していると思います。そのときに、私は知事にこういうことも言ったように思っておりますが、要するに、数字というのは最終的な状態をあらわす究極の表現方法であると。その数字を後で言葉でごまかしちゃいかんと。数字はやっぱ生きるわけですよ。

それが、今、話を聞いていると、何か企業の数は数字として載せているけれども、最終雇用予定者数というのはこちらでは1,000人で、あと1,500人は間接的雇用というか、そういうふううまく逃げているというふうにとれるので、それはちょっと違うんじゃないか。であれば、今、外山委員がおっしゃるように、ここで1,000人ならば、あと1,500人は第1次産業、第3次産業でどれだけ確保するのかというものがないと、御指摘のように整合が新創計画ととれていないという指摘は正しいということになるんじゃないかなというふうに思いましたが、いかがですか。

○金丸地域雇用対策監 知事の昨年2月の代表質問の答弁で、企業立地だけではなく、1次産業から3次産業まででの雇用による1万人ということで答えられておりまして、そのうち企業誘致でいきますと、過去5年間の1社当たりの平均の雇用数が大体30名から40名だったので、100社に対して4,000名という目標数値を設定し、理論的には計算は可能なんですけど、誘致企業の業種によって下請群ができたりできなかったりというところがありますので、その他の分については、それぞれの産業振興で生み出していくということで、総合計画のほうでもそ

ういうふうな整理をしたということでございます。

○坂元委員 1次産業はどういう形での雇用ですか。

○金丸地域雇用対策監 雇用がサラリーマンだけではなくて、新規就農者等も含む、あるいは農業法人で雇用される方、そういう形で今は整理しております。

○坂元委員 例えば私が今、農業を始めたとき、私は新規就農者にはなっても、雇用は生まれませんよ、人を雇わんから。自分が農業に従事するというだけだから。私はさっき、125社5,000人と言ったから、1万5,000人失業者が出て1万人雇用したら差し引き5,000人ということかなというふうにここで話をしておったんだけど、確実に失業者はふえていますね、建設産業で。その人たちが農業についたからといったって、新規雇用にはならないわけですね。だから、第1次産業が例えば漬物工場をつくったって加工場をつくったって、製造業ですから第2次産業になるわけですよ。新規就農者、牧場をつくったって、これは法人化すれば企業でしょう。だから第1次産業で雇用が生まれるという、私も農村社会に住んでいるので、具体的に教えてもらえませんか。

○金丸地域雇用対策監 1万人雇用ということでもサラリーマン、いわゆる給与所得でということ想定されると思うんですが、商工サイドの起業等もありますので、いわゆるサラリーマンを1万人つくるということではなくて、働く人を1万人つくると。農業で言えば、新規就農して自分が事業主として働く人、あるいは農業法人に雇用されてサラリーマンとして働く人、そういった人たちがカウントされるということで整理をしているところでございます。

○坂元委員 高校を卒業する人が年間何人かおれば、その人たちが働けば、それは全部雇用でしょう。1万人なんて簡単な数字ですよ。まあかし。私は今聞いてそういうことだったんだと……。私が一番レベルの低いほうでこんな勘違いをするわけだから、恐らく県民はそう思っていないんじゃないですかね。そういうことなの。それは代表質問前に言ってもらわんと……。今言われたとおり、知事の Manifesto との絡みで雇用形態をはっきりしてくださいよ。例えば香川県から牧場をやっている企業が来た、これは新規企業ですね。農業分野での企業だけど、ここで雇用が15人発生したとか、1次産業はこういう形態ですよということを言っているのか、私が新規就農をして、定年帰農でも何でもいいけど、その人たちも雇用になるのか、それは農政水産部ともまた議論しなきゃならないわけだから、その辺の Manifesto の根拠、達成への Manifesto、道筋を教えてください。初歩的な議論から始めんとということになってこないか。私はさっきから聞いておって、失業者なんかが相当出るの間違いはないから、差し引き5,000人かなというふうに話をしていたので。

○外山良治委員 担当課長さん、今、坂元委員に対する答弁を伺っていますと、雇用ということもカウントをする。就労者の移動もカウントをする。移動と雇用を混同して、聞くほうはさっぱりわかりません。移動というものはカウントしてもいいんでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 先ほど、どういうデータで押さえていくかという話をいたしましたけれども、今、我々がとらえ得る統計データで、それが新規雇用なのか労働移動なのかという区別が全然つかないわけです。ですから、そこに我々もどういふふうなデータでやろうかという

ところを、ハローワークでとるしか現実問題ないものですから、それが例えば労働移動で、離転職というのもありますので、それで来られた方なのか、あるいは新たに働かれた方なのかというところが区分けできないものですから、その辺を見きわめる方法とかいうのを今、労働局のほうとも協議をしているところでして、今のところはその辺の数字がまだ押さえられていないものですから、企業誘致については、これまでの実績を踏まえて4年間で4,000人という目標数値でやっていきます。それ以外のところはその関連だとかというところという整理でとまっているといたしますか、というような状況だということで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○外山良治委員 御理解を賜りたいというような投げかけをしていただくと、理解ができんから今、質問しているんですよ。それで「わかりました」と言ったら私たちの責任になりますからね。例えば、後からどうせ話題になると思いますが、建設業でリストラに遭ったり、倒産をして10人が失職をした。そういう人は今度は別な仕事を探さなきゃいかん。10人のうち5人が再就職できなかったと、マイナス5人の失業でしょう。雇用喪失でしょう。それはどういうふうに1万人にカウントしていくのかという、その数の整理が全くわからないんですよ。例えば異業種転換をした、10人なら10人が全部、建設から農業に、1次に移った、そういった場合にはプラス・マイナス・ゼロでしょう。これは雇用確保に当たるのかどうか、カウントができるのかどうか、そういったことが理解できないんですよ。ですから、そういう整理整頓を整合性が保てるようにまた出していただかなければ、所管委員会として「マニフェストを達成しましたよ」、

「ああ、頑張ってください。ありがとう」とか感謝の言葉も言えんですがね。余り言うつもりはないんですが。だから、そういったことをもうちょっと僕ら凡人がわかるような説明をしていただきたいと。部長、何かコメントしてくださいよ。そうでないと、聞いておってさっぱりわからん。

○高山商工観光労働部長 新規雇用1万人ということで、すぐわかるのが企業誘致の雇用予定ですから、これがはっきりわかりやすいと思うんですが、先ほど、対策監のほうからも申しましたように具体的に例えばある商店ができて、そして何人雇用したとか、実際にこれがなかなか把握できないんですね。新規雇用というのをどこで把握するか非常に苦慮しております。先ほど言いました労働局の数字で見るとかいろいろ方法はあります。そこ辺をまたいろいろ検証する方法を検討しておりますので、そこ辺がはっきりいたしましたら、御報告したいというふうに思っております。

○外山良治委員 雇用状況0.6、延岡、都城、宮崎ではどうなっているんでしょう。

○金丸地域雇用対策監 お答えいたします。ハローワークごとの雇用状況ですが、0.60というのは季節調整値でございまして、現数値でいきますと県全体では0.68となっています。それに対応する各ハローワークごとの数値は、宮崎が0.80、延岡が0.53、日向が0.51、都城が0.68、日南が0.64、高鍋が0.58、小林が0.75というふうになっております。やっぱり宮崎を除いて非常に厳しいという状況になっております。

○外山良治委員 県北が非常に厳しいと、人口減少というのもずっと続いておりますね。ですから、そういったことを念頭に置いた活性化基本計画、これをもっと細かくして地域ごと、きよ

う、いただいたばかりですから中身を読んでいませんが、県北地域の活性化ということに重点に置いた、地域活性化ということも含めて頑張っていたきたいと、そういった計画であってほしいと。そうなっているんですか。

○金丸地域雇用対策監 私どものほうで地域雇用開発計画というのを昨年10月に県北地区は策定いたしましたけれども、それとも数値としては整合性はとれておりますし、今、県南地区、それから西都・児湯、前の委員会では都城、小林がボーダーラインでと申しあげましたけれども、これも対象地域となりましたので、ですから、宮崎を除く地域について、地域雇用開発計画という、地域資源生かしている、国の奨励金がありますので、それを生かした計画をつくっていくということで、4月1日の同意を目指しておりますので、それとも整合性をとって今、やっているところでございます。以上です。

○水間委員 企業誘致の問題でお聞きしますが、高原のフリーウェイ工業団地の問題です。行政のいろんな情報開示の不十分というようなことで今、反対運動が起きたりしていますが、今までの状況を簡単に説明いただけませんか。

○森企業立地対策監 フリーウェイ工業団地のほうに今、入居しようとしている、一応、合意を得ているわけですがけれども、高原町内の企業でございまして、自動車関係の部品関係を扱っております。昨年の11月から12月にかけて、県、町、会社の方と合意を得まして、その後、立地調印というのが通常の運びなんですけれども、今回の場合は、企業側の都合でもう少し公にするのは待つてほしいと、これは会社のほうの取引上の都合があるからということでございまして、そういうことであればいたし方ないなということで、調印式を少しおくらせる形で作

業を進めておりました。亜鉛メッキの工場をつくるということでございましたので、会社側、それから町のほうが、近くを流れております川の堂川の下流部に内水面の漁協がございましたので、まず、そちらのほうへの説明を優先いたしまして、その後、地区の住民の方に説明をというやさきに、ちょっと先に地区の方が工場建設の着工の情報を聞かれまして、それで町のほうにいろいろとどうなっているのかということで現在のよう問題になっているということでございまして、なぜ、地元の説明がないまま着工したのかという点が第1点、それから、その後、亜鉛メッキ工場というものに対する環境汚染の不安感、そういったものが住民の方にあるということで、このような事態に至ったというふうに考えております。

○水間委員 その中で、県として、当初からかわっているのはどのあたりからですか。先ほど、11月か12月で、企業の都合だからということで公表をなるべく抑えてくれというような表現があったようですが、県はどのあたりから、最初からかわっているのかどうか、そこはどうでしょうか。

○森企業立地対策監 フリーウェイ工業団地への進出話が持ち上がりましてのは昨年の5～6月ごろでございまして、そのころから県もかわっております。今回、住民への対応につきましては、私どもも、既に4回ほど住民側と町と一緒にしまして、地元に入りましていろいろと協議をいたしております。そのほかにも、私、直接、住民の代表の方ともようやく電話でお話ができるような状況になりましたので、1日置きぐらいに電話をいたしていろいろと協議をしているという状況でございまして。

○水間委員 宮崎フリーウェイ工業団地企業の

立地促進協議会というのがあります。これ、私たち地元の県議4人もその顧問として入っているわけですよ。この話が出てきたのは全く我々は寝耳に水というか、わからんで、こうやって反対運動が起きてからわかったというような状況です。県は県として、1月10日には既に工場の管理事務所の着工地鎮祭をやったとか、そこに県の職員が来た、あるいは県議がそこに入っているとか、そういう話まで出てきて、西諸唯一のフリーウェイ工業団地にあなた方が一生懸命誘致をしているさなかに、こういうような反対運動が起きるような現状をつくり出すという、そこらあたり、県としてはいかがなものかと私は思うんだけど、我々県議が顧問になっているんだけど、全く知らないわけですよ。そして、知事の意向を聞いてくれと住民から言われたから、知事の意向を聞いてすぐ住民に伝えると、そういうことをやった人もおられる。そこまで行くと、せっかくの話がつぶれていくようなことではいかがかと思うんだけど、そこら辺のいきさつは県としてどうですか。管理事務所の地鎮祭とか、あるいは操業の問題で云々しているけど、どこまで行っておられますか。

○森企業立地対策監 地鎮祭につきましては、私どもも会社のほうから知らされておりませんでした。今回、フリーウェイ協議会のほうで4名の議員の皆様が顧問になっていただいておりますし、そのあたりのところでの御連絡がおくれたということは私ども、非常に申しわけないというふうに思っているところでございます。

町のほうが、地元ということもございまして、そのあたりにつきましては、県のほうも十分な指導監督というのが出てくるんですけれども、対住民の問題ということもございまして、町の

ほうでいろいろやっていただいているというふうな状況もございまして、その辺の皆様への御報告がおくれたということでございます。

○水間委員 高岡町の高岡団地をつくったときに、やはりメッキ工場か何かでした、「大淀川の水を守る会」の皆さん方で住民の反対運動が起きたんですよ。結局、企業はとうとうその団地に来ずに引き揚げたという経緯があるんですよ。地元の企業で、この場合は非常に地元の皆さんの雇用をいただいている、そういう中で、ななああで来たのかどうか知りませんが、ほかの地区に求めたけれども、そこが反対運動が起きて、じゃ、工業団地だったら排水問題もなかろうと、そういうことでフリーウェイ工業団地を求めたというような話の中で、そこまでいい話で来るんだけど、結果的に高原町も県も、行政の住民に対する情報公開も不十分さが浮き彫りになりまして、結局、今、反対運動が起きている。知事にコメントを求めて、知事はこの問題に対しては何とおっしゃっていますか。

○森企業立地対策監 知事のほうから、話し合いのテーブルに着いていただきたいと、よい方向で着地点を見出すよう御理解いただきたいというふうな趣旨で、会社と県、町と十分話し合いの場に着くようお願いをしたいというふうなメッセージでございます。

○水間委員 昨日の高原町議会の内容を御存じですか。

○森企業立地対策監 昨日も代表者の方とちょうど夜の8時ぐらいに電話がつながりまして、30分ほどお話をしていたんですが、町議会の答弁、対応の状況についていろいろお話を聞いたところでございます。電話している途中でお客さんがあったようでございまして、一方的に電話が

切られたという状況でございます。

○水間委員 もうこれ以上は言いませんが、要は、工場が出す亜鉛とクロム、水質汚濁防止法の基準の半分以下だとは言うけれども、この中には何か塩分が含まれているという表現なんです、ここらあたりをクリアしているとは言いますが、地元の皆さん方はなぜ——どこがどこまで食い違っているのか、感触としてはどうなんです。今後やれそうなのか、それとも白紙に戻ってまた一からやり直すのか。あるいは今からまた、町のほうがと県は言うけど、土地開発公社との問題もあるわけで、そこが主体となっているんでしょうけれども、そこらあたりをもうちょっと県として適切な指導をやっていかないと、鳴り物入りでというか、34億もかけたフリーウェイ工業団地、今、1社だけです。私もあなた方が努力していることはわかっています。そのためには、地元のせっかくある企業が誘致企業になってということをするためには、ここで挫折するようなことではいけませんから、大変だと思うけれども、何かいい方法はないか、どんな感触ですか。問題は白紙ですか。

○森企業立地対策監 少し行政側のほう、あるいは会社側のほうと話し合いをしてもいいというふうな動きが先週の金曜日ぐらいからございまして、昨日の議会前までは、代表者のほうからもそろそろ行政と話し合いをしないとイケない、あるいは亜鉛メッキ工場がどういうものであるか見学に行かないとイケないというふうな発言が出たところでございます。そういうふうな何かの兆しが出てきておりますので、私どもといたしましては、引き続き住民の皆様と十分協議をしながら、御理解をいただけるように努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○水間委員 部長、誘致企業を担当する商工観光労働部として、こんな問題が起きると今後の問題も、先ほどの話じゃないけれども、100社1万人の雇用をしなきゃならない、そういう状況の中で、一つの企業がすったもんだ起きるようなことであれば問題だと思うんですが、今後、部長として、私も出かけて住民の皆さんとちょっと話に乗ろうじゃないかとか、そういうお考えはありませんか。

○高山商工観光労働部長 この問題につきましては、先ほど対策監のほうから申しましたように、行政のほうからの御説明等が当初、いろいろと食い違いがありまして、住民の皆様に変な誤解とかを与えたことはまことに申しわけないというふうに考えておりまして、いずれにしても、まず公害が出るような企業は絶対要らないと知事もはっきり申し上げております。そういった意味で、とにかく住民の方々と真摯にお話をして、御理解を得るように努力していきたい。その場合、もし必要であれば、私も参る所存でございますので、まず住民の皆様にお話を聞いていただけませんかということを、これからは引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○水間委員 手詰まり状態ですから、頼みますよ。

○外山良治委員 今、水間委員もおっしゃっていましたが、宮崎の市議員時代に、高岡町に吉玉精鍍、世界的なメッキ工場が企業進出をするということで僕らも大反対をしてみました。というのは、大淀川水源地近くであること、例えば吉玉精鍍の場合には電解メッキ、これは水銀を多量に使うということで、基準をクリアしていても、万が一の事件が発生した場合には、30万人に影響が及ぶということで反対をしてきま

した。フリーウェイ工業団地は大淀川水系につながっているんですか。

○森企業立地対策監 大淀川のほうにつながっております。

○外山良治委員 そうしたら、これはフリーウェイ工業団地周辺の是か非かだけではないんですよ。何年前か全然覚えていません、まず水道局が反対をしました。例えばフリーウェイ工業団地周辺の町村だけで協議をするということでは、私は決して容認できません。ちなみに、宮崎市の水道局、宮崎市、相談に行かれましたか。

○森企業立地対策監 相談には行っておりません。今回計画されている工場は、亜鉛メッキの工場でございます、水質汚濁防止法に基づきます有害物質は使用されないということでございます。

○外山良治委員 亜鉛とかクロムとかおっしゃったでしょう。水に全く影響はないんですか。

○森企業立地対策監 水質汚濁防止法上では亜鉛は有害物質ではないということでございます。

○外山良治委員 そういった情報が全くわからないわけですよ。有害物質、水質汚濁、人体に影響があるかないか、そういった説明をされて、フリーウェイ工業団地周辺だけではだめですよ。あなたがどこに住んでいらっしゃるかわかりませんが、僕らが毎日飲む水に影響を与える問題ですから、宮崎市、1市6町、水系で飲料水を使用している市町村にもう一度説明をしてください。それを全く説明しておらんというのは非常に問題がありますよ。以上です。

○萩原委員 今のお話のついでですけれども、何でもそうですけど、こういう問題というのは、ボタンのかけ違いをすると、後から説明すればするほど上塗りするようなもので、なおこじれ

るんですよ。だから、こういう問題というのは最初から胸襟を開いてやっていかないと、僕も市議会時代から厄介な問題もたくさんありましたけどね、そういうのは秘密にとか、これは後回しにとか、そういうことじゃないようにひとつ細心の神経を使っていたらいいと思います。

質問に入ります。委員会資料の2ページ、「宮崎県トライアル購入事業者の認定について」、この文章をずっとさっきから読んでおるんですけども、括弧書きでポツ3に「県の機関での購入が見込まれるもので、これまで購入実績のないもの」、余計なことじゃないかなと思うんですけどね。トライアルというのがどういう意味か僕も定かじゃないんですが、購入業者の認定、1の事業の目的のところ、「県の業務での活用が見込まれる場合に」と書いてありますが、これは、むしろ、「県の業務を初め、今後活用が見込まれる場合、県が認定を行って支援する」というようなことでないと、商品を見てみると、ヒノキ材で仕上げたアタッシュケースも県が使うんですか。それとかマンゴーの反射板。余計なことを書き過ぎているんじゃないかなと思うんですけど。むしろ、新製品というか、特許まで持っていくのかどうかわかりませんが、そういうことを支援すること、3カ年においては例えば、県の場合はこういう商品については随契で購入できますよという程度にしないと、だれが見ても県が使うかよと、何か文章を変えていかないと、もう一度考えてみてください。

○矢野新産業支援課長 申しわけございません。おっしゃるようにはわかりやすくしたいと思います。こじつけと言われて悪いんですけども、要は埋もれている新技術開発を応援しようというのが趣旨でございますから、そこは当然御理解をいただいていることと思っておりますけれども、

わかりやすく、そういうぐあいに簡便にしたい
と思います。

○萩原委員 これを見ていると、小さな親切、
大きなお世話かもわからんけど。

○矢野新産業支援課長 ちょっと公務員的過ぎ
たところがありますから、もう少しわかりやす
くしたいと思います。以上です。

○蓬原委員 1件だけお願いなんですけど、「地域
産業集積・活性化基本計画（案）」というのがあ
りますが、中身についてじゃないんです。こう
いう計画というのが過去をたどれば、かなりの
数の計画があるんだろうと思います。ほかの部
でもそうです。我々にはどこがどうなって、ど
う発生して、どこで消滅したのか、有効期限が
どこまでだったのか、全然わからなくなってし
まっています。だから、ここで一回、例えば、工
業の活性化等についても、国から補助金をもら
うやつもあれば、内部的につくったやつもある
し、一回、過去何力年間にさかのぼって戸籍簿
をつくってほしいなど。死亡したのは死亡した
でいいですから、現在生きている計画はこれだ、
あるいは転出になったのは転出でいいというこ
とで、こういう計画の過去5年でしょうか、戸
籍簿をつくっていただくと、我々もどれがどの
計画でどう生きているというのがわかるんです
が、いかがなものでしょうか。今すぐというこ
とではないんですが、出していただくとうり
たいと思います。

○横田委員長 どの課になるんですか。

○蓬原委員 全体にわたって、商業であれば商
業関係のものがあったり、中心市街地のものが
あったり、工業に関するものがあったり、誘致
企業——いろいろあると思うんです。一回整理
していただいて、この部にかかわる計画みたい
なやつが、目標年次をいつにして、まだ生きて

いるのか、どうでもいいのか、その計画の戸籍
簿をいただきたい。

○内柙保商工政策課長 今お話がございました
ので、少し検討させていただきたいと思いま
す。

○横田委員長 それでは、まとめていただいて
全委員に御提出いただきますでしょうか。

○内柙保商工政策課長 承知いたしました。

○横田委員長 よろしくお願ひします。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもちまして商
工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さ
ん方、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時2分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、御苦労さまでございま
す。当委員会に付託されました議案等につい
ての説明をお願いいたします。なお、委員の質疑
は、執行部の説明がすべて終了した後にお願ひ
いたします。

○野口県土整備部長 商工建設常任委員会の皆
様方には、かねてから県土整備行政の推進につ
きまして、格段の御指導、御協力をいただい
ておりまして、厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言、
御報告を申し上げます。

東九州自動車道の高鍋—西都間におきます補
償金目的植栽等につきましては、委員の皆様にも
いろいろ御心配をおかけいたしました。自主撤
去がなされなかった1カ所につきまして、先
月14日、行政代執行により樹木等の撤去を実
施いたしました。県といたしましては、東九州

自動車道を初めといたします県内高速道路の早期整備に向け、今後とも全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め、県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。この資料の表紙をごらんいただきたいと思いません。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。

目次の一番上からごらんいただきますと、まず、管理課から、県土整備部の2月補正予算等につきまして御説明を申し上げます。また、この資料とは別にお手元に配付されております冊子、歳出予算説明資料により、各課・局の補正予算案を順番に御説明申し上げます。

次に、補正予算案以外の議案及び報告事項でございますが、道路建設課から工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。また、損害賠償額を定めたことにつきまして、道路保全課及び港湾課からそれぞれ御説明申し上げます。

以上が県土整備部の議案及び報告事項でございますが、その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料につきまして御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします資料は、1つ目が「平成20年2月定例県議会提出議案」、2つ目が「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」、3つ目が「平成20年2月定

例県議会提出報告書」の3つでございますけれども、提出議案及び報告書につきましては、県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で説明をさせていただきます。なお、補正予算の主な内容等につきましては、歳出予算説明資料で御説明いたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の2月補正予算の概要についてでございます。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧事業費等の事業費の確定に伴う補正でございます。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた予算総括表でございます。一般会計と特別会計とを合わせました今回の補正額は、太線の枠E欄の一番下の行の部予算合計の欄に記載しておりますように、45億3,873万5,000円の減額で、補正後の予算は、869億7,024万1,000円、前年度同期比で95.7%となっております。

次に、2ページをお開きください。補助公共事業でございます。事業ごとの補正額は、記載のとおりでございますけれども、国庫補助決定に伴いまして、太線の枠E欄の一番下に記載しておりますように、合計で5,078万7,000円の増額となります。

次に、3ページをごらんください。上の表の地方道路交付金事業につきましては、補正はございませんけれども、下の表の県単公共事業につきましては、砂防事業などで693万6,000円の減額となります。

次に、4ページをお開きください。直轄事業負担金でございますけれども、国が直轄で行います道路や河川の事業費の確定によりまして、1億8,871万4,000円の増額となります。

次に、5ページをお開きください。災害復旧

事業でございますけれども、査定決定によりまして、一番下の計の欄にありますように、40億9,303万3,000円の減額をお願いいたしております。

次に、6ページをお開きください。一般会計繰越明許費の補正でございます。太線で枠囲みしております2月議会申請の欄が今回お願いしております繰越明許費であります。追加分として、33事業22億1,895万3,000円と、変更分として、11月議会までに御承認をいただきました16事業のうち13事業につきまして、64億7,010万3,000円の増額をお願いするものであります。今回お願いしております一般会計の繰越明許費は、追加と変更とを合わせまして86億8,905万6,000円となります。この結果、平成20年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、右の合計の欄の一番下に記載しておりますように、11月までの承認額に2月議会申請額とを合わせまして、49事業206億1,468万9,000円となります。繰り越しの主な理由は、用地交渉や工法検討に日時を要したこと等によるものであります。

次の7ページから9ページは、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

次に、10ページをお開きください。一般会計債務負担行為の補正でございます。記載のとおり、公共道路新設改良事業費などの2事業で、1億3,000万円の追加をお願いしております。

次に、12ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費であります。公共用地取得事業で2億8,726万3,000円をお願いいたしております。繰り越しの理由は、移転先選定等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデック

スの管理課のところ、299ページをお開きください。当課の補正予算額は、4,302万円の減額をお願いいたしております。補正後の予算額は、24億6,729万2,000円となります。

以下、主なものでございますけれども、301ページをお開きください。まず、(事項)職員費でありますけれども、執行残等に伴いまして、2,959万8,000円の減額を行っております。

次の(事項)連絡調整費から次のページ上段の公共事業支援統合情報システム構築事業費までは、同じく、執行残に伴うものでございます。

次の(事項)建設工事統計調査費は、国庫委託金の確定に伴う増額であります。

最後の(事項)建設業指導費につきましては、執行残に伴う補正減であります。

部全体の補正予算と管理課の補正予算につきましては、以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算資料の303ページの用地対策課をお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で2,330万3,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で5億3,696万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で18億3,954万4,000円、公共用地取得事業特別会計で30億767万、合わせまして48億4,721万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

305ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費であります。鑑定料や物件調査費等の執行残によりまして、2,547万2,000円を減額するものであります。

次に、(事項)用地対策費であります。これは、

用地対策の推進に要する経費であります。未登記処理のための登記事務委託等の執行残によりまして、453万3,000円の減額をします。

次に、307ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。

(事項) 公共用地取得事業費であります。これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費でありまして、5億3,696万3,000円を減額するものであります。

初めに、歳入予算であります。まず、財産収入の1億円の減額についてであります。これは、19年度の代替地売り払い収入を1億円と見込んでおりましたが、実績がなかったために減額するものであります。次に、繰入金8億9,711万2,000円の減額についてであります。これは、18年度以前に先行取得した事業用地について、事業課の買い戻しが当初の見込みを下回ったために減額するものであります。次に、繰入金4億6,009万円の増額についてであります。これは、昨年度2月補正以降の事業課の買い戻し分である繰入金等を増額するものであります。

続きまして、歳出予算であります。説明の欄の1、公共用地取得事業費10億6,166万4,000円の減額につきましては、用地補償費等の執行残を減額するものであります。同じく2、一般会計への繰出金5億2,470万1,000円の増額につきましては、事業費収入の減額である5億3,696万3,000円と事業費の執行残である10億6,166万4,000円の収支の差額を一般会計に繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料309ページをお開き

ください。当課の補正予算額は、145万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、2億9,411万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

311ページをお開きください。まず、(事項) 職員費であります。職員増等に伴い、288万8,000円の増額をします。

次に、(事項) 土木工事積算管理検査対策費、(事項) 公共事業評価委員会費、(事項) コスト縮減対策促進事業費については、執行残に伴いまして、それぞれ減額をします。

技術検査課は以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。お手元の歳出予算説明資料の313ページ、道路建設課をお開きください。当課の補正予算額は、1億1,814万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、237億8,489万7,000円となります。

以下、主なものを御説明します。

315ページをお開きください。まず、(事項) 直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。直轄事業費の確定に伴うもので、1億3,179万円の減額であります。

次に、(事項) 公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定等に伴い、4,600万円の増額であります。

次に、(事項) 道路建設受託事業費であります。これは、自治体から道路整備を受託する事業であります。延岡市ほか2自治体の受託費の決定に伴うもので、3,147万3,000円の減額であります。

補正予算につきましては以上であります。次に、工事請負契約の変更についてであります。委員会資料の13ページをごらんください。議

案第51号、一般県道鰐塚山田野停車場線17年発生道路災害復旧事業鰐塚山トンネル工事の請負契約の変更についてであります。

この工事は、宮崎市田野町大字持田において整備を進めております、平成17年の台風14号により被災しました一般県道鰐塚山田野停車場線の災害復旧事業に伴う延長325メートルのトンネル工事であります。

2の工事請負契約の概要をごらんください。契約の相手方は、大淀・南星特定建設工事共同企業体で、請負額は、6億2,736万4,500円で施工中であります。745万4,500円を減額し、6億1,991万円に変更するものであります。

3の変更理由であります。トンネル掘削に当たり、岩盤のクラックが当初想定より小さかったため、掘削面の安定目的に注入するモルタルの数量が減少したことによるものであります。

道路建設課は以上であります。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の317ページをお開きください。当課の補正予算額は、2億1,019万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、128億1,410万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

319ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)道路管理費であります。これは、道路の巡視や応急措置的な作業を行う道路巡視業務委託の入札残等に伴い、2,263万9,000円の減額を行っております。

次に、320ページをお開きください。(事項)道路受託事業費であります。これは、国土交通省が五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業で五ヶ瀬川の改修工事を実施しておりますが、県道稲葉崎平原線の安賀多橋かけかえにつきましては、

県が国から受託して事業を実施しております。その受託事業費の確定に伴い、2億2,000万円の増額となったものであります。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。穴ぼこ事故の1件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。事故の内容について御説明いたします。これは、自動車で走行中、道路に生じていた穴ぼこ上を通過し、車両左側の前後タイヤを損傷したものであります。損害賠償額は、4万872円であります。なお、賠償額は、道路賠償責任保険から支払われます。同様の事故が発生しないよう、道路の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○児玉河川課長 河川課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の321ページ、河川課をお開きください。当課の補正額は、35億5,908万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、188億5,693万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

323ページをお開きください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等を行う事業でありまして、国庫補助の決定に伴い、1億1,280万円の増額であります。

次に、324ページをお開きください。1番目の(事項)公共災害関連河川事業費であります。これは、原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再度災害防止の観点から改良復旧を図

る事業でありまして、国庫補助決定に伴い、1,316万1,000円の減額であります。

次に、2番目の(事項)河川受託事業費であります。これは、河川事業の実施に伴い、市町村等から委託を受けて橋梁のかけかえ工事などを実施する事業でありまして、今回、負担金が決定したことにより、5,815万1,000円減額であります。

次に、3番目の(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川などの直轄区間において、激特事業等の河川改修や維持工事などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。今回、事業費の確定に伴い、8,937万6,000円の減額であります。

次に、325ページをごらんください。1番目の(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川、砂防などの公共土木施設の復旧事業でありまして、国庫負担決定等に伴い、34億6,282万2,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間において国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。事業費の確定に伴い、3,504万2,000円の減額であります。

河川課は以上でございます。

○桑畑砂防課長 砂防課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の327ページをお開きください。当課の補正予算額は、719万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、56億76万6,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

329ページをお開きください。まず、(事項)県単砂防調査費であります。これは、通常の補助事業の新規採択箇所や災害関連緊急事業等の申

請に伴う測量や調査等に要する経費でありますけれども、本年度は例年と比較すると雨が少なく、災害関連事業は、砂防1カ所と急傾斜2カ所だけであったことから、246万3,000円の減額をお願いしております。

次に、(事項)県単公共砂防事業費であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事に要する経費でありますけれども、今年度は、先ほど申し上げましたとおり、雨が少なく、県単地すべり防止施設維持修繕事業におきましても、例年ほどの事業費を必要としなかったことから、359万円の減額をお願いしております。

次に、330ページをお開きください。(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、国が実施する直轄砂防工事の負担金ですけれども、事業費の確定に伴い、1,457万8,000円の増額をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の331ページをお開きください。当課の補正予算額ですが、一般会計で6億5,498万9,000円の減額で、港湾整備事業特別会計で1,990万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして68億4,463万5,000円となっております。

以下、主なものについて御説明いたします。

333ページをお開きください。まず、(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の排水設備及び誘導路等の改良に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、735万円の減額をするものでございます。

次に、334ページをお開きください。(事項) 港営費であります。これは、県内の16港湾の管理運営に要する経費であります。委託経費等の執行残に伴いまして、518万4,000円の減額をするものでございます。

次に、(事項) 特別会計繰出金であります。これは、当初予定しておりました宮崎港の分譲地が一部売却できなかったことなどから特別会計の歳入が減ったため、一般会計から特別会計への繰出金として3,315万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、(事項) 直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や耐震岸壁などの整備に係る直轄事業に対する負担金であります。事業費の確定に伴いまして、850万6,000円の減額をするものでございます。

次に、下のページをごらんください。(事項) 公共港湾建設事業費であります。これは、重要港湾及び地方港湾の建設事業に係る経費であります。国庫補助の決定に伴いまして、2,800万円の減額をするものでございます。

次に、(事項) 港湾災害復旧費であります。これは、公共港湾施設の災害復旧に要する経費であります。18年災、19年災が確定したことにより、国庫補助決定に伴いまして、6億2,191万6,000円の減額をするものでございます。

次に、336ページをお開きください。港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

今回、総額で1,990万3,000円の減額をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。

(事項) 細島港管理運営費であります。これは、荷役機械や引き船の修繕費などに執行残が生じたことに伴いまして、1,158万1,000円の減額をするものでございます。

次に、(事項) 宮崎港管理運営費であります。これは、ターミナルビルの空調機の修繕などの執行残が生じたことに伴いまして、701万円の減額をするものでございます。

次に、下のページをごらんください。(事項) 油津港管理運営費であります。これは、荷役機械の修繕費などに執行残が生じたことに伴いまして、157万7,000円の減額をするものでございます。

次に、委員会資料の17ページをごらんください。損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告いたします。

植栽支柱が倒壊したことによる事故の損害賠償であります。古江港の臨海道路の植栽支柱が老朽化していたため、強風で倒壊し、標記の相手方車両のドアミラーなどを破損したものであります。損害賠償額は2万8,455円です。この補償額につきましては、道路損害責任保険から支払っております。港湾施設における点検、事故の防止につきましては、日ごろから注意を喚起しておるところでございますけれども、今後とも十分指導してまいりたいと考えております。

港湾課については、以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の339ページ、都市計画課をお開きください。当課の補正予算額は、1億351万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、32億4,415万2,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

341ページをお開きください。まず、(事項) 職員費であります。執行残に伴い、1,832万4,000円の減額であります。

次に、(事項) 都市計画に関する基礎調査実施

事業であります。入札による執行残に伴います2,635万1,000円の減額であります。

次の342ページをお開きください。(事項)公共街路事業費であります。国庫補助決定に伴い、延岡西環状線の一部として整備中の延岡愛宕通線で整備中の岡富橋の橋梁整備事業の増額及び日豊本線日向地区連続立体交差事業の減額によりまして、5,200万円の減額をお願いするものであります。

都市計画課は以上であります。

○富高公園下水道課長 公園下水道課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の343ページ、公園下水道課をお開きください。当課の補正予算額は、4,734万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、8億2,607万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

345ページをお開きください。まず、(事項)下水道事業推進費であります。このうち、1の公共下水道整備促進事業であります。これは、公共下水道を整備しております市町村に対する県単独の交付金であります。市町村の事業費の確定に伴いまして、4,395万円の減額であります。

次ページをお開きください。(事項)公共都市災害復旧事業費であります。これは、昨年8月に発生しました台風5号によりまして、県総合運動公園のテニスコートの観覧席の屋根が破損したことによる都市災害復旧事業に要する経費であります。国庫負担決定に伴いまして、172万4,000円の減額であります。

公園下水道課につきましては、以上であります。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料347ページ、建築住宅課をお開きください。当課の補正額は、8,134万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、31億3,126万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

349ページをお開きください。まず、(事項)建築確認指導費であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。建築確認審査において構造計算適合性判定件数が予定より少なかったことから、2,992万4,000円を減額するものであります。

次に、(事項)建築物防災対策費であります。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。市町村における事業費の確定等に伴い、1,502万6,000円を減額するものであります。

350ページをお開きください。(事項)県営住宅管理費であります。これは、県営住宅の管理に要する経費であります。執行残に伴いまして、464万2,000円を減額するものであります。

最後に、(事項)市町村営住宅建設促進費であります。これは、市町村が行う障がい者世帯向けなど公営住宅の建設に対して助成するものであります。市町村における事業費の確定に伴い、410万8,000円を減額するものであります。

建築住宅課は以上であります。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の353ページの営繕課をお開きください。当課の補正予算額は、5,805万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、7億6,069万9,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

355ページをお開きください。まず、(事項)

庁舎公舎等管理費であります。これは、庁舎等の維持補修に要する経費であります。維持修繕工事等の執行残に伴い、3,890万7,000円の減額であります。

次に、(事項)電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械・電気設備の維持管理に要する経費であります。維持修繕工事及び維持管理業務委託等の執行残に伴い、1,408万9,000円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。当局の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の高速道対策局、357ページをお開きください。当局の補正予算額は、4億8,809万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、34億9,810万4,000円となります。

それでは、主なものを御説明いたします。

359ページをお開きください。まず、(事項)東九州自動車道用地対策費であります。これは、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から用地取得事務を受託しているものでありまして、業務委託費の確定に伴い、2,880万1,000円の減額を行うものであります。

次に、(事項)直轄高速自動車国道事業負担金であります。これは、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものでありまして、直轄事業費が確定したことに伴い、4億4,620万円の増額を行うものであります。

高速道対策局は以上でございます。

○横田委員長 執行部の説明が終了いたしました。ただいまありました説明の内容で御質疑がありましたら、どうぞ。

○水間委員 349ページで建築確認指導費の説明をいただいたんですが、話の中で構造計算をするに至らなかったという表現だったと思うんですけども、もうちょっと説明をいただけますか。

○藤原建築住宅課長 昨年6月の建築基準法の改正によりまして、構造計算適合性判定制度というのが新しく導入されたわけですが、この制度の導入に伴いまして、手数料が生じます。この手数料を当初予算の中でおおむね100件程度発生するだろうというふうに見込んでいましたけれども、今般の確認申請等の減という中で、23件程度にとどまったということで、その差額分について減額補正を行ったものであります。以上でございます。

○水間委員 100件見込んだやつが、23件しかなかったということですね。

次に、350ページの住宅建設費の中で人にやさしい公営住宅支援事業が400万ほど減額なんです。総体の予算として20億組んであるんですけども、何棟分ぐらいが建設費になっているか、市町村別に説明してください。

○藤原建築住宅課長 人にやさしい公営住宅支援事業と申しますのは、ただいま御説明しましたとおり、障がい者向けですとか、高齢者向け等の整備を市町村のほうで実施いただいているわけですが、その整備に対して県が一定の助成をするというものでございまして、当初、県内で30戸ほど予定をいたしておりました。総額としてはおおむね1,600万円程度になりますけれども、このうち5戸程度、事業執行上減が生じたということで、それに伴う減額補正ということでございます。実質的には5戸ほど減少したということでございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 港湾課長、ちょっと勉強のために

教えてください。336ページ、(事項) 細島港管理運営費、荷役の機械運営とか引き船運営、上屋の運営というのはどこがしているわけですか。

○竹内港湾課長 細島港のまず荷役機械ですけれども、これにつきましては、細島港にございます荷役振興組合に委託しております。それと上屋の運営費は、直営の電気料とか修繕費でございます。引き船につきましても、細島港にあります振興組合に委託しております。以上でございます。

○萩原委員 ということは、北からいくと延岡港とか細島港、宮崎港、油津港、それぞれそういう団体組合があるわけですか。

○竹内港湾課長 細島港にそういう組合がございます。油津港につきましてはございませんけれども、337ページですけれども、ここの施設の管理費、荷役機械の運営費につきましては、油とか修理代とかを入れております。宮崎港につきましては、管理運営費ですけれども、4番の引き船運営費につきましては、宮崎港にあります会社のほうに委託しております。以上でございます。

○萩原委員 課長、アバウトでいいんですけど、説明にある細島港の運営費は、運営しているところの何%ぐらいを補助していらっしゃるんですか。かかる費用のどの程度を県が補助しているんですか。

○竹内港湾課長 例えば引き船の操作とかにつきましては、全部県が委託しているということでございまして、この運営費のトータルに占める割合は把握しておりません。

○萩原委員 もういいです。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○萩原委員 高速道対策局長、359ページ、直轄高速自動車国道事業負担金4億4,620万、これは

事務的にはどういう方法で国に負担するのか。負担金といえばお金ですね。金融機関から国交省に行くのか、県のほうから——具体的にはどういう手段で、現金を運ぶわけじゃないでしょうから、手順を教えてください。

○岡田高速道対策局長 この負担金につきましては、国のほうからいついつに納めてくださいという請求がありますので、請求にこたえて支出をするというふうにしております。

○萩原委員 その方法は。あなたが4億6,000万運ぶわけじゃないでしょう。

○岡田高速道対策局長 銀行を通じてということでございます。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 身障特目住宅の件でお伺いします。30分の5、5戸残ったと。これは現状としてどういうふうに予算化されるのかわかりませんが、30市町村に何戸つくられますかということに打診をするわけですか。

○藤原建築住宅課長 当然、当初予算を編成する前段として、関係市町村のほうに計画等についての打診等は行っております。

○外山良治委員 その結果、途中でいいわということに5戸余ったんですか。

○藤原建築住宅課長 市町村のほうで財政上ですとかいろんな事情等で取りやめになったことに伴って、県の補助も必然的に取りやめたということになりますので、細かな事情等は市町村の状況にもよりますけれども。

○外山良治委員 ちょっと僕、わかりませんが、今、僕らに一番相談が多いのは、特目住宅がないということです。ちなみに、特目住宅で車いすでも入れる住宅というのは、市町村を含めて県の公営住宅総数の中でどのくらいあるんですか。

○藤原建築住宅課長 平成19年3月末の段階になりますけれども、県内全体で1,237戸の住宅になります。

○外山良治委員 ちなみに、県営住宅では何戸ありますか。

○藤原建築住宅課長 県営住宅につきましては、90戸でございます。

○外山良治委員 市町村住宅ではどのくらいありますか。

○藤原建築住宅課長 市町村で1,147戸になります。

○外山良治委員 宮崎市は何戸ですか。

○藤原建築住宅課長 宮崎市のほうで530戸になります。

○外山良治委員 今、課長、わかったでしょう。1,237戸ある中で、宮崎市だけが五百何十戸で、県営住宅がたったの90戸。30市町村の中で全くない市町村というのはどこがありますか。

○藤原建築住宅課長 15市町村。

○外山良治委員 まだ半分にも満たないと。圧倒的に宮崎市がやっていると。県も大したことはやっていないと、たった90戸ですから。ちなみに、県営住宅というのは総戸数は何戸ですか。

○藤原建築住宅課長 おおよそ8,900戸でございます。

○外山良治委員 宮崎市は何戸ですか。

○藤原建築住宅課長 宮崎市の詳細な戸数は手元にはございませんが、おおむね5,000戸です。

○外山良治委員 今わかったでしょう。5,000分の五百何十何、8,000何戸の90ですよ。一番ニーズが高いのは車いす関係者ですよ。これは以前から言っていますよ。県がほとんどしていないのに、何で市町村を指導できるのかと。それにも増して30分の15とは何ぞやと。そして5戸返納すると。どこに住めと言うんですか。ずっと

黙っていましたけど、もうちょっとふんどし締め直して、ノーマライゼーション、リハビリテーションを基本にというのが県の考え方ですよ。しかし、こういうごま。衣食住、これが人間が生きるための基本ですから、その住がなければ生きることはできない。もうちょっと課長、目を見開いて、こういった基本的な部分というのはまずクリアしてもらおうと。県のほうも宮崎市並み、今の8倍か9倍ぐらいふやして。これは本当、相談が多いので……。惨たんたるものですよ、僕らが相談を受けるときには。ですから、こういった視点を十分考えて、こういうのが減額補正というようなことがあってはいかんと思っています。以上です。

○藤原建築住宅課長 今、委員御指摘の点につきましては、十分踏まえて対応してまいりたいと思います。私どももすべての市町村でこういうふうな住宅が整備されることが望ましいと考えておりますので、今後、積極的に推進してまいりたいと思います。ただ、宮崎市の中でも、先ほど申しましたとおり、530戸ございますが、このうち346戸につきましては、本県の補助制度を活用されて建設されておりますので、その点も含めまして、よろしく願いいたします。

○外山良治委員 宮崎市は県の指導をしっかりと賜って、それで先ほど申し上げたように、すべての人間が住めるような住宅を積極的に行った結果、課長の指導のもとに一生懸命頑張ったと。つくっていないところの体の不自由な方々がしんどい目をしていらっしゃるだろうなど。だから、そういったところも含めて強力な指導のもとに、宮崎県の中で公営住宅がちゃんとあって、快適な住まい、そしてどこに住んでも「よかった」ということが実感できるように、強力に宮崎市のように指導をしてください

と。答弁は要りません。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 念のためにお聞きしたいんですが、今、宮崎市が都市計画で橋通りを1車線化して緑地対策をすとか、歩行者対策をすとかいう話があります。これは権限移譲で宮崎市ということなんですか。県は全然介入していないんですか。

○河野都市計画課長 橋通りにつきましては、道路管理者は国土交通省というふうになっております。その関係で、県のほうとして道路の移譲というのは関与はしておりません。

○濱砂委員 宮崎市が計画を組むということは、国土交通省計画ではないですね。

○河野都市計画課長 橋通りの公園化につきましては、中心市街地活性化基本計画にのっとりまして、宮崎市のほうで実施をしております。

○濱砂委員 宮崎市は中核市だからそれができるといことなんですか。一般の市町村でもそういう計画としてはできるといことなんですか。

○河野都市計画課長 宮崎市の中心市街地活性化基本計画といったものが国の承認を得ておりまして、この中に宮崎市の中心市街地の中で橋通り公園化の社会実験をしたいというふうな計画が盛り込まれているということでございます。

○濱砂委員 県は全く通過せんで、直接、宮崎市と国交省でやっているということなんですか。

○河野都市計画課長 まちづくりの主体というのは宮崎市でございますけれども、国土交通省については道路管理者の立場、それから交通管理者の立場からしては警察になります。県としては、広域的な観点といいますか、関係機関との議論の中に宮崎市、国土交通省、警察を含めた中での議論の中に入っております。

○野口県土整備部長 ただいま課長からお話がいったように、中心市街地活性化基本計画の中に橋通りの公園化というものがあって、それで実際、どういうふうになれば実現可能かということを実験をするというような形になっていまして、ただ、その社会実験も、先ほど課長が説明したように、国道220号の管理者は国土交通省でございますし、また、県にとっても、我々としてはもうちょっと大き目のネットワークの関係もございまして、警察もございまして、あるいはほかのバスとかいろいろ運輸関係の事業者の方もございまして、商店街の方もいらっしゃいますし、そういう意味で検討会みたいな、正式名称は今はないんですけども、委員会を開きまして、協議の上、検討を行って、主体としては宮崎市が主体になって実施していくということでございます。

それと、もう一つ、中核市だから宮崎市の範囲でしかできないのかということをおっしゃられましたけれども、別に中核市じゃなくても、今回の場合は中心市街地活性化基本計画に基づいて行っておりますので、ほかの市町村におきましても、中心市街地活性化基本計画等に基づいて社会実験はできると思いますし、また、この計画に基づかなくても、いろいろ社会実験、計画のほうを地元の市町村で持っていらっしゃれば、道路の管理者のほうと御相談していただければ、やっていただくことは可能になっております。

○濱砂委員 わかりました。中核市に対して、県土整備部から権限移譲されているものとしては、国道は入っていないと。県が直接介入しているもの、県土整備部が関連するのは道路行政、河川行政と、あとはどんななんですか。

○江川県土整備部次長 建築で言いますと、建

築確認申請そのものも権限移譲されています。

○濱砂委員 権限移譲されているのが建築確認だけ、それ以外はされていないんですか。

○江川県土整備部次長 都市計画法に基づきます都市計画の一連の申請等も同じでございます。

○濱砂委員 そこ辺がわからなかったんです。都市計画が移譲されているから直接やっているのかというのがさっき聞きたかったんですよ。そうじゃないんですか。

○江川県土整備部次長 私が言っているのは、都市計画法の中の一部を権限移譲しているという意味です。例えば市街化区域の中で1,000平米以上の土地を切り盛りするというのは、昔は県がやっていたわけですが、その開発行為は今、中核市に権限移譲しているということでございます。

○濱砂委員 今の計画はまたそれとは別な問題だということですね。わかりました。

もう一点、マリーナの堆積土砂にかかったお金は19年度は幾らぐらいですか。

○竹内港湾課長 ことしは6,000万ほどしゅんせつ費にかけております。

○濱砂委員 去年はどうなんですか、わかれば。

○竹内港湾課長 去年は7,500万でございます。

○濱砂委員 20年度もやっぱりこの予算ですか。

○竹内港湾課長 20年度につきましては、維持費ということでその中に含めておりますけれども、一応、マリーナ全体のしゅんせつ費としては1億少し組んでおります。

○濱砂委員 これは今のままずっと続くだろうと。それをストップしてしまうと補助金の関係があるんですか。

○竹内港湾課長 マリーナ、ことしは6,000万かけておりますけれども、しゅんせつ費がかなり

かかるということで、現在、国の法人ですけれども、港湾空港研究所が今、開発しておりますサンドリサイクルという工法があるんですけれども、それを実験しようということで今、計画をしておるところですけれども、もし、これが実用化できれば、かなりしゅんせつ費は安くなると思っておりまして、できましたら、今、試験施工をしようとしております掘削工法ですけれども、これの実用化をぜひ図っていきたいということで現在しておるところでございます。

○濱砂委員 回数は毎年何回ぐらい取っているんですか。3回ぐらい取っていますか。

○竹内港湾課長 2回から3回、ことしは3回でございます。

○濱砂委員 お願いなんです、今まで総額かかった堆砂の費用を予算のときにまた教えていただけませんか。今、わかれば……。

○竹内港湾課長 マリーナにつきましては、14年ぐらいからしゅんせつをしておりますけれども、14年以降かかったお金としましては、約2億、ことしの6,000万を入れますと2億6,000万ほどかけております。

○濱砂委員 結構です。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

○横田委員長 では、その他で何かありましたら、どうぞ。

○水間委員 当初でも関連するので、当初でもと思ったんですが、今回の代表質問、一般質問といろいろ話がありました中で、不調、不落の問題、特に不調の問題で42件ほどあるという答弁ですが、出先の各土木事務所の流れではどうですか、件数的にわかりますか。

○持原管理課長 全体的には県北のほうに集中しております。日向土木事務所が16件、延岡土

木事務所が9件、西臼杵支庁が5件、宮崎土木が4件ございます。あとの土木事務所は1件及び2件程度でございます。県北のほう、日向、延岡、支庁につきましては、災害が19年は多かったということ、それと小さい工事での不落というのが目立っております。以上でございます。

○水間委員 そのうち条件付一般競争入札での不調、あるいは随意契約での分け方の件数としてはどうですか。

○持原管理課長 すべて一般競争入札でございます。

○水間委員 私が小林の土木に不調の件数について調べてくれということで調べさせたんですが、条件付一般競争入札が1件、随意契約が6件、これは19年4月から20年2月21日までの内容でありまして、これは金額は小さいんだろうと思うんですが、当然、随意契約が6件入っていますから。ここらあたりは詳細な、一つの出先の各土木事務所関係にもうちょっと詳しく説明を求めた方がいいんじゃないかと今、答弁を聞いて思いましたが、ひとつ調べておいてください。

それから、一括下請負、通称丸投げと言うようですが、これは今、どうですか、ありましたか。

○持原管理課長 一括下請負につきましては、建設業法なり約款の中で禁止なりされておりますので、基本的にはないものというふうに理解しております。

○水間委員 それと、建設業法に違反行為をしたときの処分のあり方はどうなんですか。違反したらどんな処分があるんですか。

○持原管理課長 まず、建設業法に基づく監督処分というのがあるかと思えます。指示処分なり、あるいは重いものにつきましては許可の

取り消し、そのほか、いわゆる従来の指名停止、現在では入札参加資格停止というふうに言っておりますけれども、これに基づく資格の停止の2つでございます。

○水間委員 一つの指示の処分あるいは営業停止処分、許可の取り消し、このようなことだろうと思うんですが、19年度でそういう抵触した業者の数は出ていますか。

○持原管理課長 19年度で90件程度立入検査しておりますけれども、監督処分の対象になったのが31、そのほか口頭指導等が61ということになっております。

○水間委員 こういう場合はどうなんですか。けさのテレビで出ていましたが、警察署の問題で、結局、契約が成立したんだけど、その契約の会社の社長が談合で捕まってしまうと、しかし、警察署としては、今、工事が進んでいると、その業者に今やらせているんだということがけさのテレビだったと思うんですが出ていましたが、例えば今なのですが、工事は進行しているんですが、公職選挙法で処分を受けた人がたまたま会社を経営してしまっていて、処分を受けている人が事業の受注ができる期間、そういう中ではどうなりますか。

○持原管理課長 建設業法上の許可の問題がまず一つあるかと思えます。許可につきましては、代表者等がそういう違反行為を起こしたということであれば、許可の取り消し、先ほど申しました入札参加資格停止、これにつきましては、数月の停止がかかるものと考えております。

○水間委員 現実、その処分を受けた人が受注をしているという実績はないですか。

○持原管理課長 特定のケースで、承知しておりませんのでなかなか答えづらいんですけども、今まであったケースでは、代表者等を変更

することによりまして経営が継続するというケースはあったようでございます。

○水間委員 今までやっていた経営者が公職選挙法で引っかかって、名前を変えてということは合法的なんですか。

○持原管理課長 建設業の許可なり、うちの入札参加資格といたしましては、法人を対象としているわけですから、その代表者等が違反行為があったということであれば、代表者に対するペナルティーはあるでしょうけれども、会社としては、例えば経營業務の管理責任者として資格のある者がかわりに座るということであれば、許可なり入札参加資格というのは継続をするというふうに理解しております。

○水間委員 一つ言うと、契約をする時点の問題と、その違反に問われた以前に受注しているのであれば、これは問題ないわけですか。結局、先に自分で落札して、その後に公職選挙法に抵触したために3カ月なら3カ月、あるいはいろいろある。受注しているから、そのことは本人には問わないで、仕事としてはやらせるということは適当ということですか。

○持原管理課長 先ほど申しましたように、代表者なり有資格者が交代するという状態であれば、そういうことは可能かなというふうに思っております。

○水間委員 わかりました。

○横田委員長 先ほどの各土木事務所のは資料提供ですか。

○水間委員 できれば資料を出してください。

○萩原委員 今の公職選挙法ということだけでも、公職選挙法以外で法人、株式会社の代表者が建設・土木とは全く関係ない罪で起訴された場合、受注しました、仕事も発注しました、仕事を始めております、ところが代表者が建設

関連とは全く関係ない、例えば詐欺罪だとか別の分野で刑は確定されていないけれども、起訴された時点で代表者はかわらなきゃいけないんですか、どうなんですか。

○持原管理課長 過去あったケース等では贈収賄事件等があるわけですがけれども、禁錮以上の刑ということであれば、すべてアウトということになります。

○萩原委員 決まれば別でしょうけれども、例えば、ただいま控訴中だというときにはどうなんですか、白か黒かはっきりしないと。

○持原管理課長 基本的には刑の確定をもって判断するということになります。

○萩原委員 ということは入札後、仕事も始めました、その途中で逮捕されて控訴中だということ、代表者はかわらずにそのまま仕事が持続できるということですね、刑は確定していないわけですから。

○持原管理課長 許可は別として、逮捕された時点で、別途、資格停止のほうがかかりますので、それ以後の新たな受注というのはできないという格好になろうかと思えます。

○萩原委員 ということは刑の確定云々じゃなくて、逮捕された時点でそうなるわけですね。

○持原管理課長 指名停止のほうはですね。

○萩原委員 その場合は法人の代表者だから指名停止が来るわけで、法人の代表者がかわった場合は関係ないわけですね。

○持原管理課長 指名停止といたしましては、そういう事実でもって会社として指名停止いたしますので、代表者云々の問題ではないと。

○萩原委員 代表者が建設業とは関連ない事案で逮捕されたけれども、白か黒かはっきりしていない、今の世の中はえん罪というものもあるわ

けですから、逮捕の時点で会社が指名停止ですか。例えば、代表取締役をやめて、その会社の中の専務が社長になって、その代表取締役が逮捕されて一線を引いた場合も、会社そのものに指名停止ですか、全く建設業と関係ないのに。

○持原管理課長 その逮捕された事実というのがちょっと私、承知していないんですけども、一定の契約の相手方として不相当であると、不誠実であるというような事案であれば指名停止という格好になろうかと思えます。

○萩原委員 さっき、代表者がかわれば仕事はそのまま続けていいですよという話何かあったような気がするんですけど。刑は確定していない、逮捕という現象をもって法人格のところには指名停止が行くというのはちょっとおかしいんじゃないかなと。その人が逮捕された時点で出処進退をはっきりして一線を引いて、別の人が法人格の代表者になりましたと、引くわけですからね。会社そのものが悪いことをしたんじゃないんですよ。適当か不相当かは法人格で評価するんでしょうから、個人を評価して適当か不相当かをするわけですか。

○持原管理課長 具体のケースがわからないんですけども……。

○萩原委員 仮定の話をしているんです。

○持原管理課長 例えば代表者なり役員なり従業員等が贈収賄とかということで逮捕されたということになれば、その時点で資格停止という格好になろうかと思えます。

○萩原委員 この話はこれでやめますけれども、法人格で資格を持っておるわけでしょう、例えば萩原建設株式会社だったら。私が別の案件で悪いことをした、会社の法人格の代表者としてふさわしくないから、今度は濱砂さんに社長になってもらいました、私は引きました、法人格

は立派な会社で、仕事をしているんですよ。そこまで資格停止となると、行政訴訟を起こされたら、県は対応できるのかなと僕は思うんですけどね。これは裁判のことだからこれでいいです。それは研究してみてください。

○持原管理課長 具体のケースでいろいろ想定してみたいと思います。

○水間委員 先ほどの各出先の件、随契が何件あって、42件のほかにまだ今、見るとありそうな気がするんですけども。

○持原管理課長 入札不調という定義が確たるものといえますか、基本的にはないわけですよ。今のところ私どもがとらえている入札不調というのは、一般競争入札等に付して、入札者が一人もなかったというケースを入札不調というふうに定義づけておるところでございまして、おっしゃる随意契約等で見積書を照らして価格的に折り合わなかったというようなケース、これは複数見積書を照らす場合もあるでしょうから、ただ、これはあくまでも随意契約という範疇で、入札ではございませぬので、今のところ、私どもといたしましては入札不調とはとらえていないということでございます。ですから、小林土木につきましては、私どもの範疇では1件というふうに理解しております。

○水間委員 わかりました。随意契約であっても今、見積もりを含めて2回もやったけれども、不落であったとか、あるいはそのために緊急に施工を実施しなければならない、あるいは今後、緊急施工を実施の予定であるとか、そういうことも回答に上がってきているんですよ。ですから、今、建設に携わる皆さん方が本当に大変な状況になっているというのは、さきの代表質問、一般質問、本当に県土整備部長、頭が痛いぐらい答弁をなされたんですけども、そこで、福島

県が指名入札250万を返上して、また復活させたと。ここらあたりも、質問にもありましたように、どうしてもこういうことで倒産がふえ、どうしようもないと、また今度、当初でもやろうかと思ったんですが、建設業者の倒産が新たにこれ以上ふえていく、また、それに対して、知事も、建設業者の疲弊しているものをどうにかせないかと、重点項目を挙げられました。こういう中から、どうしてもこれでということになるとすれば、早いうちに、私は福島県議会もすごかったなと思うんですけども、決めたものを、半年でもう一回復活させる、その勇氣、そういうことのやり方も必要だと思うんですよ。このままいって倒産がこれ以上ふえて、失業者もふえて、そうしたら雇用も道路もないんですよ。新しい雇用の人数をふやすためにはそれでも何とかと言う方もおられますけれども、そうじゃなくて、建設業の皆さんだけの味方するんじゃないんですけれども、そういう疲弊した業者を倒産させないようにするためには、そういう決断も必要だろうと思うんですが、どうでしょうね、部長、この問題、一つの復活の問題もありますが、すべてを今まで答弁をされてきたんですけども、お願いします。

○野口県土整備部長 今、大きく倒産あるいは廃業という話が出ておりますけれども、建設産業、本会議でも答弁させていただいたんですけども、県内の社会資本の整備、あるいは災害の応急対応、そして地域の経済とか雇用に大きな役割を果たしている業界だと思っておりますので、やっぱりしっかりとした建設産業が宮崎に根づいてもらわないと困ると。特に問題なのは、まじめに技術者も抱えてやっているような会社が倒産しないような方策は考えいく責任が我々としてもあると思っております。今、一つの

具体の話が出ましたけれども、今年の3月ですか、一応、実施方針を出させていただいて、今、それに基づいてやっていて、以後も最低制限価格については見直しをさせていただいたということで、引き続いて検証をしながら、全体としてまだまだ我々も改良していくべきところは改良していかななくてはいけないと思っておりますので、その辺、全体的にまた検討をさせていただきたいと思っております。

○横田委員長 水間委員、先ほどの資料提供はもうよろしいですか。

○水間委員 わかりました。

○武井委員 御質問いたします。産業開発青年隊の応募の結果、何人だったかお知らせください。

○持原管理課長 合格者が12名、現在の施工管理課程から進級する者が11名、合計23名の予定であります。

○武井委員 12名は全員合格をしているということと必ず入学するということはイコールではないところがあるんですが、基本点には12名は入学をするという理解でいいということでしょうか。

○持原管理課長 そういうふうに期待しているところでございます。

○武井委員 もちろん、今回はかなりいろいろお願いをされた努力の結果だということだと思うんですが、去年は例えば何人合格者を出した結果、何人入ったとかいうのはおわかりになりますか。

○持原管理課長 例年、1～2名程度の減はあるようでございますけれども、ほぼ入隊していただいているというふうに思っております。

○武井委員 その人数でやっていくということで、ことし、少し減額補正も出ていたんですが、

今後の運営とか、次年度ですからまた次の当初にもなるんでしょうけれども、問題なく運営できる最低規模は確保できたというような理解がされているということですか。

○持原管理課長 今回は委託をいたします産業開発青年協会のほうでかなり主体的にやっていただけたということで、いろいろ予算編成等も行ったところでごさいますて、県は、県の青年隊でごさいますので、可能な限りそれを応援するという形で遺憾のないようにしてまいりたいというふうに考えております。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆さん方、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 30 分休憩

午後 2 時 32 分再開

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですけど、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あすの 7 日（金曜日）に行いたいと思います。開会時刻は 13 時 30 分としたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告についてであります。最終的には、7 日の採決後に御要望をお伺いしますが、日程の関係上、委員長報告作成の準備のために、これまでの審議での御要望とかありましたら、お伺いしておきたいんですけど。

○外山良治委員 新規雇用の定義、明確にして

いただくと……。

○横田委員長 ほか、ございませんか。

○坂元委員 新規雇用のマニフェストの関係は、びしっとした統一見解を当初予算で出させると。じゃないと、その時々であっちから持ってきた人だとか、そんなことでくるくる変わったんじゃない……。

○横田委員長 また、すぐ当初の報告も考えないといかんものですから、今度は補正の報告と当初の報告とをうまいぐあいかみ合わせてからつくらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ありがとうございます。

それでは、別に何も無いようでしたら、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 2 時 35 分散会

平成20年3月7日（金曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委 員 長	横 田 照 夫
副 委 員 長	田 口 雄 二
委 員	坂 元 裕 一
委 員	蓬 原 正 三
委 員	水 間 篤 典
委 員	濱 砂 守
委 員	萩 原 耕 三
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主任主事	児 玉 直 樹
議事課主任主事	古 谷 信 人

○横田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第38号、第42号から第44号、第47号、第48号及び第51号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号、第42号から第44号、第47号、第48号及び第51号については、原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時32分閉会